

# 平成20年度 滝沢村環境年次報告書

～ 鈴の音が 心地よい環境の村 たきざわ ～



チャグチャグ馬コ

平成21年9月

滝 沢 村

# 平成20年度 環境年次報告書 ダイジェスト版

## 重点施策 1 公害

1-1 目標：監視測定体制を確立します。				
取り組み内容	達成状況 H19 H20	コメント	担当課	報告書対応
騒音測定 1 一般道	○ = ○	定点観測の結果、H19年度に引き続き「自動車騒音の要請限度」を超過する地点は無く、概ね良好な状況で推移しております。	環境課	1-1-1
騒音測定 2 高速道	△ = △	定点観測の結果、H19年度に引き続き調査2地点で環境基準を超過しましたが、平成21年度には高速道管理者において防音壁を設置する予定ですので、今後は改善されるものと期待されます。	環境課	1-1-2
騒音測定 3 新幹線	○ → △	定点観測の結果、調査1地点で環境基準を超過しました。他の地点も基準値ぎりぎりの値なので、今後も監視を行い管理者に対策を要請していくことが必要だと考えています。	環境課	1-1-3
水質調査	△ = △	例年どおり、BODは全地点基準値以下だったものの、多くの調査地点で大腸菌群数が基準値を超過しています。特に住宅地内である菓子川支流の汚染が確認されているため、地域住民と行政が一体となって啓蒙活動をするなど環境保全が重要です。	環境課 水道課	1-1-4
環境放射能調査	○ = ○	測定結果は全て検出限界値未満でした。ラジオデテクター放射線監視委員会が検討評価の結果、「自然環境への影響はない」という結論に達しています。	環境課	1-1-5
大気汚染調査	- = -	岩手県の測定結果、二酸化窒素・浮遊粒子状物質ともH19年度同様、国が定める環境基準値以下となっています。大気汚染物質濃度の年平均値は、過去10年間ほぼ横ばいで推移し、大気環境はおおむね良好に維持されています。	環境課	1-1-6
電磁波調査	○ = ○	相談事業者に地元説明会開催等を指導しています。	環境課	1-1-7
酸性雨調査	- = -	岩手県の測定結果、全国平均値 (pH4.72) とほぼ同値かやや中性側 (pH5.6) のレベルで推移しています。※数値が低い方が酸性度が強いです。	環境課	1-1-8
清掃センター施設関連 ①最終処分場水質調査 ②旧処分場水質調査 ③焼却施設大気調査	○ = ○	清掃センター施設関連の水質、大気ともに、例年どおり基準値以下で、周辺環境は良好に保たれています。今後も、環境への影響を未然に防止するために継続して調査を実施していきます。	環境課	1-1-9
1-2 目標：有害化学物質に関する情報の収集に努め、公表します。				
有害化学物質に関する情報収集	- = -	県で行っている調査結果を注視しています。	財務課・ 環境課	1-2-1
P R T R 制度に基づく届出状況	○ = ○	岩手県へ届出済みは、村内24事業所です。H19年度と比較し2業者（共に燃料小売業で事業閉鎖によるもの）減少しました。	環境課	1-2-2
※P R T R 制度・・・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。				
1-3 目標：開発行為における環境配慮指針の確立に努めます。				
環境配慮指針の確立	○ = ○	滝沢村開発行為における環境配慮指針策定済みですので、それに基づき指導を行っております。	都市計画課	1-3-1

## 重点施策 2 環境教育・ネットワーク

2-1 目標：環境教育、環境学習の充実を図ります。				
取り組み内容	達成状況 H19 H20	コメント	担当課	報告書対応
アイドリングストップなどの啓発	○ → △	軽油使用量は削減できたものの、ガソリン使用量は増えました。庁内において啓発運動を展開します。	財務課	2-1-1
総合学習の活用	○ = ○	環境教育について、すべての小・中学校で教育課程に位置付けて取り組んでいます。	学校教育課	2-1-2
出前講座	○ = ○	環境関連講座の利用件数は4件（18年比+1）で、継続して利用されています。	生涯学習課	2-1-3
青空教室	○ = ○	村内のほとんどの小学4年生が清掃センター関連施設を視察して環境について学んでおり、環境教育に関する理解を深めました。	環境課	2-1-4
環境講座				
①環境講座「滝沢村の野生生物について」	△ = △	滝沢村野生生物分布調査報告書は湖山図書館のほか村のHPで閲覧されており、自然保護に対する意識の高揚につながっています。	生涯学習課	2-1-5
②少年少女自然教室「昆虫教室」	○ = ○	環境や生命などを考える目的で、地球温暖化と昆虫の分布状況の変化や昆虫の飼育方法などの体験学習を企画実施致しました。	学習支援課	
環境学習「もったいない運動たきざわ」	○ = ○	環境フォーラム「もったいない学習会」を開催し、基調講演や環境浄化に関する活動発表を行いました。H20年度で4回目の開催となり、年々来場者数も増えています。	環境課	2-1-6

2-2 目標：住民、住民団体、事業者、行政による環境ネットワークの構築を図ります。				
たきざわ環境パートナー会議	○ = ○	C02削減に向けた講演会の開催や実践活動の実施、夢あかり事業へ参加し、環境保全の推進を呼びかけました。また、ホテル探検隊やリユース食器など各プロジェクトも活発に実践活動を展開しています。	環境課	2-2-1
環境基本計画の推進	○ = ○	たきざわパートナー会議と協働で年次報告書の原案作成を行いました。	環境課	2-2-2
環境ボランティアの育成	- = -	具体的な取組はありませんでしたが、環境ボランティアを育成し、継続した活動を推進します。	環境課	2-2-3
環境パートナーシップいわてとの連携	△ = △	環境パートナーシップいわての情報提供などを受けながら、今後もネットワークづくりに努めていきたいと考えています。	環境課	2-2-4
活動団体の支援1（まちづくり）	○ = ○	各地域団体の活動を支援しております。地域においては、経験を重ねることにより、企画力・実践力をつけてきたと評価できます。	住民協働課	2-2-5
活動団体の支援2（市兵衛川）	△ = △	水生生物調査は滝沢小学校生徒と連携し実施予定でしたが、悪天候のため実施できませんでした。	環境課	2-2-6

### 重点施策3 まちづくり・産業

3-1 目標：環境に配慮した農業を目指します。				
取り組み内容	達成状況 H19 H20	コメント	担当課	報告書対応
グリーンツーリズムの推進	○ = ○	農家と都市との交流及び地域の活性を図る上で効果ありました。地域からの発信を高め、グリーン・ツーリズムの推奨をより一層図ります。	農林課	3-1-1
インストラクターの養成	△ → ○	登録者数13人（H19年度比+1）で、中心的な担い手として活躍が期待されています。	農林課	3-1-2
減農薬、有機栽培の推進			農林課	
①減農薬、有機栽培の推進事業	○ = ○	現在の減農薬栽培面積は27.5haです。今後もさらにJ A、生産者を中心に調査研究、技術指導を行い、普及拡大を目指します。		3-1-3
②新需要穀類栽培普及事業	○ = ○	収穫量は増えてきており、消費者の関心も高まっています。		
環境保全型農業の推進			農林課	
①農業用廃プラスチック適正処理推進事業	○ = ○	農業用廃プラスチックの清掃センターでの受け入れ処理は、適正処理が図られ、農家にとって利便性があります。H17年からの継続実施です。		3-1-4
②環境にやさしいりんごづくり推進事業	△ = △	H20年度設置面積は35haで減少しましたが、農産物の安全性に対する消費者の関心は、近年急速に高まりつつあります。		
※グリーン・ツーリズム…山林や農漁村の暮らしを体験したり、交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことで、欧州で生まれ広まった。				
※インストラクター…グリーンツーリズムの体験・学習の際、参加者を指導したり作業の補佐を行なう認定登録者です。				
3-2 目標：畜産廃棄物の適正な管理を目指します。				
家畜排泄物の有効利用	○ = ○	届出目標戸数は達成していますが、今後も特殊肥料販売届出農家を増やすべく、引き続き巡回指導を続けていきます。	農林課	3-2-1
堆肥処理施設の整備促進	○ = ○	対象農家の整備は全て完了済みなので、今後は適正な維持管理に努めます。	農林課	3-2-2
3-3 目標：村内事業所に対し環境に配慮した事業活動を促します。				
ISO14001の認証取得の推進	- = -	村内企業などからの問い合わせはありませんでした。現在、村内の企業では5社が取得しています。	環境課・ 商工観光課	3-3-1
I E Sの認証取得の推進	- = -	村内企業などから問い合わせはありませんでした。現在、村内本店事業所の取得はございません。	環境課・ 商工観光課	3-3-2
エコオフィスづくりの推進	○ → △	ISO手法で計画的にCO2排出量の抑制を図るべく取り組んでおりますが、H20年度の業務内容が異なった事等により、CO2排出量が増加しました。	環境課	3-3-3
事業系一般廃棄物および産業廃棄物の排出抑制	△ → ○	清掃センターへの直接搬入量が減少しました。（H19年度比：2.98%の減）今後も排出抑制に取り組みたいと思います。	環境課	3-3-4
※ISO14001……国際的な共通の規格に基づいてシステムを構築し、環境への取り組みを客観的に評価・認証する環境マネジメントシステムに関する国際規格のことです。				
※IES……ISO14001に準じた岩手版の「いわて環境マネジメントシステム・スタンダード」を「IES」と言います。				
3-4 目標：自然と調和した観光の振興を図ります。				
キャンプ場の整備	○ = ○	馬返しキャンプ場、相の沢キャンプ場の適正な管理を実施しています。	商工観光課	3-4-1
ベニヤマザクラ並木などの支援事業	○ = ○	管理団体などを支援しています。分れから馬返し登山口までの沿道のベニヤマザクラや広葉樹による植栽化が図られました。	商工観光課	3-4-2
イワナなどの自然の恵みを活用した特産品開発	△ = △	観光パンフレットへのイワナの特産品としての掲載により、イワナの養殖の振興と養殖地の保持が図られました。	商工観光課	3-4-3

## 重点施策 4 自然環境

### 4-1 目標：村の自然の状況を調査します。

取り組み内容	達成状況		コメント	担当課	報告書対応
	H19	H20			
自然環境調査の実施	-	=	村立湖山図書館で滝沢村野生生物分布調査報告書（H18.3月発行）の閲覧が可能です。村HPにもダイジェスト版が掲載されています。	生涯学習課	4-1-1
水源涵養保安林の保護	-	=	具体的な取り組みはありませんでしたが、滝沢村は水源涵養保安林が618ha指定され、その機能を保護、維持されています。	農林課	4-1-2
水生生物調査の実施～調査	○	○	越前堰と金沢川の各下流の2か所でH20年度は調査を実施しました。両調査地点で確認された水生生物の出現状況の変動は、水質以外の変化が作用したものと推測されます。	環境課	4-1-3
農地、緑地の保全	○	○	関連法律等により、乱開発の防止により優良農地保全に努めました。	農林課	4-1-4
公共施設の緑化1（公園）	○	○	引き続き公園の緑化、管理について住民参加の手法も取り入れながら推進していきます。	河川公園課	4-1-5
公共施設の緑化2（道路）	-	=	新規植栽はなく、維持保全に努めています。	道路課	4-1-6
森林の維持保全	○	○	森林施業45.08haを実施しました。H17年度以降、施業面積が半減していますが、構造的な要因によるものと考えられます。	農林課	4-1-7
透水性舗装の敷設	○	○	892.0mの歩道に敷設を行いました。雨水が地下に浸透し、自然に近い状況となっています。	道路課	4-1-8
<b>4-2 目標：自然保護の大切さについて学習を進めます。</b>					
環境教育、環境学習の推進	△	→	事業主催者である北上川流域市町村連携協議会を平成19年3月に脱会したため、現在取り組んでいる事業はございません。	経営企画課	4-2-1
災害の防止	○	→	岩手山防災樹林帯の整備実績は、滝沢村分はございませんでした。	農林課	4-2-2
水生生物調査の実施～調査を通じた学習（諸葛川）	△	=	水生生物調査は滝沢小学校生徒と連携し実施予定でしたが、悪天候のため実施できませんでした。	環境課	4-2-3

## 重点施策 5 生活・地球環境

### 5-1 目標：ごみの減量化を図ります。

取り組み内容	達成状況		コメント	担当課	報告書対応
	H19	H20			
ごみ減量の推進	-	=	補助制度はH17年度で終了しましたが、家庭から排出される厨芥類（生ごみ）の減量化及び資源化の啓発に努めていきます。	環境課	5-1-1
リサイクル率の向上	○	○	リサイクルを地域で取り組みやすくするため、ストックヤード施設の補助（H20年度実績は2施設）を実施しました。清掃センターと集団資源回収事業による資源化量のリサイクル率がH19年度比6.1%上昇しました。	環境課	5-1-2
集団資源回収活動の推進	○	○	資源回収団体はH19年度比-1とほぼ横ばいであり、事業の周知がなされ、住民の理解が得られていると思われれます。	環境課	5-1-3
地域清掃活動の推進	○	○	参加人数がH16年度以来の2万人を越えた状況となりました。事業の周知がなされ、住民の理解が得られていると考えられます。	環境課	5-1-4

### 5-2 目標：ごみの不適正処理を止めさせます。

環境巡視員の配置	○	○	不法投棄の発見に努め、警察との連携を図ります。	環境課	5-2-1
ポイ捨て防止の啓発	○	○	啓発看板を自治会などの要望を受けて配布・設置しています。	環境課	5-2-2
ごみの野焼きの禁止啓発	○	○	広報チラシの配布や小型焼却炉の回収などを実施しています。	環境課	5-2-3
ペットのフン害禁止の啓発	○	○	啓発用看板やチラシの配布、飼い方教室の開催を実施しています。飼い主の方のモラルの維持・向上のために、今後も啓発活動を継続して展開していきたいと考えています。	環境課	5-2-4

### 5-3 目標：地球環境問題についての学習を進めます。

地球温暖化防止の啓発	○	○	広報等を活用しながら啓発活動を行います。なお、H20年度は、たきざわ環境パートナー会議が主体となり、CO2削減をテーマに講演会や実践活動「キャンドルナイトin滝沢」を実施しました。	環境課	5-3-1
エネルギー教育の実施	-	→	△ 出前講座や広報掲載による啓発活動に努めています。	環境課	5-3-2
環境チェックリストの作成、配布	-	=	△ 広報やホームページなどの、予算をかけない方法での事業を展開したいと考えております。	環境課	5-3-3

※達成状況…基準等との比較等評価（○=目標達成 △=目標一部達成 ×=目標未達成 -=未実施事業）  
達成状況の前年度との比較（例：達成状況が変わった場合△→○、変化がなかった場合△=△）

# **環境基本計画 重点施策に関する実施状況**

## 要 約

平成 20 年度滝沢村環境年次報告書は、滝沢村環境基本条例（平成 14 年 3 月 20 日 条例第 11 号）第 14 条に規定する年次報告として作成するものです。

この報告書は、同条例第 12 条に規定する滝沢村環境基本計画(平成 15 年 3 月策定)の第 5 章「重点施策」について、平成 20 年度に村が取り組んできた施策事業の実施状況について取りまとめたもので、今回で 6 年度目の発行になります。

重点施策は、基本計画の中で重点的に取り組むべき 5 つの施策として取りまとめられ、それぞれ目標を掲げています。

### 「重点施策 1 公害」

公害の分野については、「監視測定体制を確立します」という目標につきまして、騒音測定や水質調査、環境放射能調査、清掃センター施設関連の監視測定体制はととのい継続して測定を実施しています。今後の課題と致しまして、蓄積されたデータをもとに地域といっしょに環境の改善に取り組んでいくことが大切になっています。

### 「重点施策 2 環境教育・ネットワーク」

環境教育・ネットワークについては、出前講座や総合学習の充実が見られ、また、各地域で水質改善活動などが盛んになってきています。

また平成 20 年度には、村民全体が統一した活動を通してCO<sub>2</sub>削減を行い、地球温暖化防止に取り組む企画をたきざわ環境パートナー会議が主体となり実施しました。

また、同会議のホタル探検隊やごみ減量に取り組むプロジェクトも年々活動の輪が広がってきており、一緒に取り組んでいただいたボランティアの方や参加者も増えてきています。

### 「重点施策 3 まちづくり・産業」

まちづくり・産業については、グリーンツーリズムの定着化が見られますが、今後とも農家と都市部との交流をさらに強め、環境に配慮した農業経営をめざします。

### 「重点施策 4 自然環境」

自然環境については、森林の維持保全や災害防止が進められています。課題としては、自然保護の大切さを伝える指導者の方々が、広く村民に伝えることのできる学習の場を多く作っていくことが大切です。

### 「重点施策 5 生活・地球環境」

生活・地球環境については、村民のリサイクルに対する意識は高く様々な活動が継続して実施されています。

また、ごみの減量化を図り、ごみの不適正処理を止めさせるための事業を展開してきました。中でも、「クリーンたきざわ運動」の一環としての地域清掃には、延べ 20,506 人の村民の皆さんが参加し、事業を展開しました。

次ページから、具体的に村が取り組んできた施策事業について報告します。

なお、資料集も報告書にあわせて作成しました。報告書内に「資料集参考ページ」がございますので、併せてご覧くださいませ。

# 重点施策1 公害

## 1-1 目標：監視測定体制を確立します。

### 1-1-1 騒音測定1 一般道（担当課：環境課）

（詳細は、資料集 5～13 ページに掲載しています）

#### 【事業内容及び指標等】

滝沢村内の主要な道路に面する地域において、道路交通騒音の実態を現地調査によって把握することを目的とし、「騒音に係る環境基準」と「自動車騒音の要請限度」を目標数値とします。

#### 【実施状況】

滝沢村内の主要な道路に面する地域のうち、8 地点で騒音調査を実施しました。

騒音レベルと環境基準などとの比較

調査個所		環境・要請基準値との比較（単位：dB）						
地点 No.	所在地	時間帯	環境基準	要請限度	19 年度		20 年度	
No. 1	篠木字黒畑地区 (一般国道 46 号)	昼	70	75	73	△	73	△
		夜	65	70	65	○	65	○
No. 2	篠木字樋の口地区 (県道)	昼	70	75	66	○	67	○
		夜	65	70	60	○	60	○
No. 3	鵜飼字諸葛川地区 (県道)	昼	70	75	70	○	67	○
		夜	65	70	65	○	61	○
No. 4	滝沢字巣子地区 (一般国道 4 号)	昼	70	75	71	△	73	△
		夜	65	70	69	△	69	△
No. 5	滝沢字野沢地区 (県道)	昼	70	75	67	○	66	○
		夜	65	70	60	○	57	○
No. 6	滝沢字葉の木沢山地区 (村道)	昼	60	70	64	△	64	△
		夜	55	65	59	△	58	△
No. 7	滝沢字穴口地区 (村道)	昼	65	75	68	△	68	△
		夜	60	70	61	△	61	△
No. 8	滝沢字一本木地区 (一般国道 282 号)	昼	70	75	72	△	72	△
		夜	65	70	69	△	68	△

※ ○環境基準を超過していない、△環境基準を超過しているが要請限度を超過していない、×両基準・限度とも超過している。

#### 【評価と今後の取り組み】

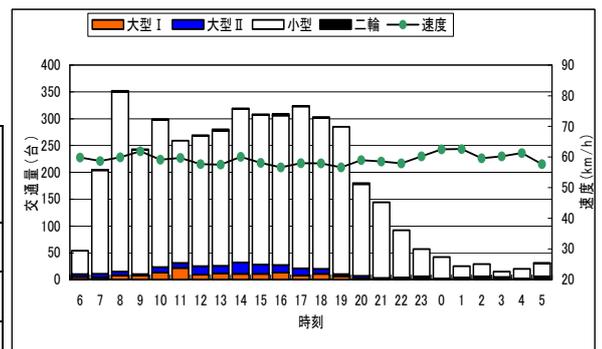
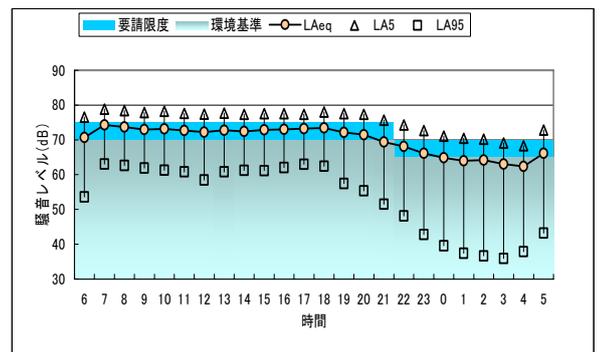
村内の主要道路の騒音の監視体制は確立しており、今回の調査の結果では、騒音レベルが 70dB を超える値を示した地点は、昨年と同様、一般国道 46 号を対象としたNo.1（篠木字黒畑地区）、一般国道 4 号を対象としたNo.4（滝沢字巣子地区）、一般国道 282 号を対象としたNo.8（滝沢字一本木地区）の 3 地点でありました。

測定を行った8地点のうち昼間と夜間の2時間帯の評価で、いずれも環境基準を超過しなかった地点は、昨年と同様、No.2、No.3、No.5の3地点でありました。また、No.1においては昼間に環境基準を超過しており、No.4、No.6、No.7、No.8においては昼間・夜間のいずれも環境基準を超過していました。なお、要請限度を超過する地点はありませんでした。

環境基準の達成状況をみるとNo.2及びNo.5で昼間・夜間とも6年連続して環境基準をみえています。また、No.4の昼間・夜間とNo.8の夜間において、以前は要請限度をも超過する年もありましたが、今年度は排水性舗装の施工に伴う騒音レベルの低減により要請限度を満足する結果が得られました。一方、No.1では、排水性舗装の効果として平成15年度に騒音レベルの低減がみられましたが、それ以降は舗装の老朽化とともに上昇傾向にあります。

本調査は、環境基準及び要請限度と単純比較したものとなっており、環境基準の達成状況を判定するものではありませんが、今後の村内の土地開発や道路整備などの資料として活用できるものであることから、今後も、現地調査による騒音調査を実施していく必要があると考えています。

※排水性舗装・・・表層部の多孔質なアスファルト混合物による透水機能層と、その下の不透水層で構成されています。雨水は、透水機能層に浸透し不透水層の上を流れて排水されるので、道路の表面には水が溜まらず、車両の走行安全性が向上します。また、透水機能層の中の空隙には、エンジン音やタイヤのエアポンピング音が吸収されるので、交通騒音の低減が期待できます。



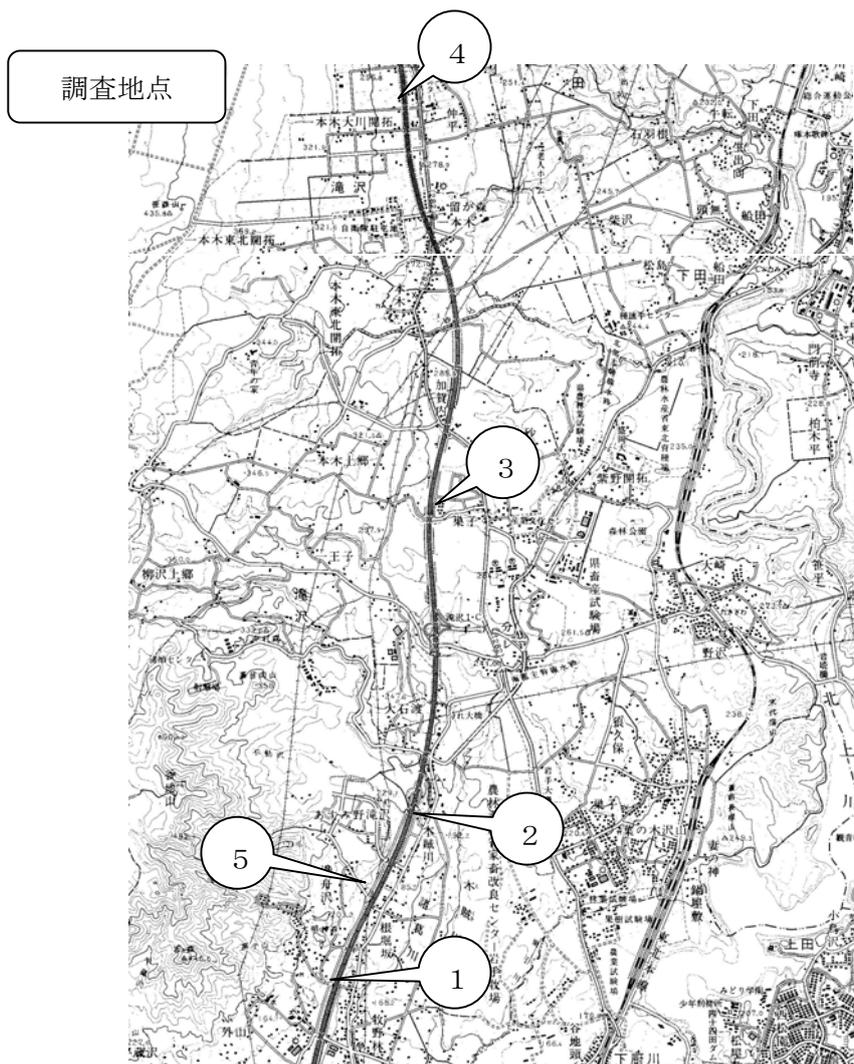
地点	時間区分	騒音レベル (dB)	24時間交通量(台) (毎正時10分間交通量の合計)		
			上り	下り	合計
篠木字 黒畑	昼間	73	2,269	1,864	4,133
	夜間	65	140	171	311
	全時間	71	2,409	2,035	4,444

メモ～音の大きさと影響の目安 (デシベル= dB)

- ・ 60デシベル・・・静かな乗用車の中や普通の会話の音で、睡眠への影響が生じます。
- ・ 70デシベル・・・騒々しい事務所や電話のベルの音で、計算力が低下します。
- ・ 80デシベル・・・地下鉄の車内の音で、集中力が低下します。
- ・ 90デシベル・・・騒々しい工場の中の音で、作業量が減少します。

## 1-1-2 騒音測定2 高速道（担当課：環境課）

（詳細は、資料集 14～18 ページ掲載しています）



## 【事業内容及び指標等】

滝沢村内の高速道路沿道付近における環境騒音の実態を把握するために、騒音調査等を行うものです。

「騒音に係る環境基準（昼間 70dB、夜間 65 dB）」を目標数値とします。

## 【実施状況】

滝沢村内の高速道路近傍の民家5地点で騒音調査のデータ収集を行いました。

## 【評価と今後の取り組み】

測定の結果、No. 3 地点とNo. 5 地点で夜間が環境基準を超過し、その他は基準以下でした。

なお、No. 3 地点とNo. 5 地点は、高速道管理者において遮音壁の設置を平成21年度予定していますので、今後は改善されるものと期待されます。

騒音レベルと環境基準との比較（単位 dB）

地点	調査地点（所在地）	時間帯	環境基準	19年度		20年度	
				調査結果	比較結果	調査結果	比較結果
No. 1	滝沢字中村地点	昼	70	65	○	64	○
		夜	65	61	○	60	○
No. 2	滝沢字湯舟沢地点	昼	70	64	○	62	○
		夜	65	61	○	60	○
No. 3	滝沢字巣子地点	昼	70	72	×	70	○
		夜	65	69	×	68	×
No. 4	滝沢字後地点	昼	70	62	○	60	○
		夜	65	59	○	57	○
No. 5	滝沢字湯舟沢地点	昼	70	新たに測定を行なった		67	○
		夜	65	地点		66	×

（※比較結果は、環境基準を下回る結果は○とした。）

### 1-1-3 騒音測定3 新幹線（担当課：環境課）

（詳細は、資料集 19～23 ページに掲載しています）

#### 【事業内容及び指標等】

滝沢村内の新幹線騒音の実態を総括的に把握することを目的に、平成14年12月八戸新幹線開業を受け、平成15年度から調査を実施しています。「新幹線鉄道騒音環境基準」を目標数値とします。

#### 【実施状況】

葉の木沢山の第一種住居地域と滝沢トンネル北口付近の無指定地域の2地点で実施しました。

表-1 調査地点

地点番号	調査地点	東京起点からの距離	下り側軌道中心からの距離
①	滝沢村字葉の木沢山地点	506.467km	25m
②	滝沢村滝沢字大崎地点	509.050km	25m

#### 【評価と今後の取り組み】

表-2 騒音レベル調査結果

地点	調査地点	基準値	騒音レベル (dB)			
			17年度	18年度	19年度	20年度
①	滝沢村字葉の木沢山地点	70dB以下	71	70	70	71
②	滝沢村滝沢字大崎地点	75dB以下	75	74	74	73



例：滝沢村滝沢字葉の木沢山の調査地点遠景

新幹線鉄道騒音環境基準値を地点①が超過し、地点②が満足する結果でした。しかし、両地点の騒音レベルは基準値ぎりぎりの値であり、今後列車の走行状況（速度・編成種別等）によっては、環境基準の達成状況が変わる可能性があります。

現在、東日本旅客鉄道(株)では、新幹線の騒音防止に関する技術の開発・諸施策の実施を推進し、整備・車両の改善などの対策を積極的に実施していますが、一方では新幹線の速度向上も計画されています。また、近年、新幹線騒音に対する地域住民の意識は高まっており、今後も地域住民の生活環境を保持するために騒音の監視を行っていくことが必要と考えています。

### 1-1-4 水質調査（担当課：環境課、水道課）

（詳細は、資料集 24～62 ページに掲載しています）

#### 【事業内容及び指標等】

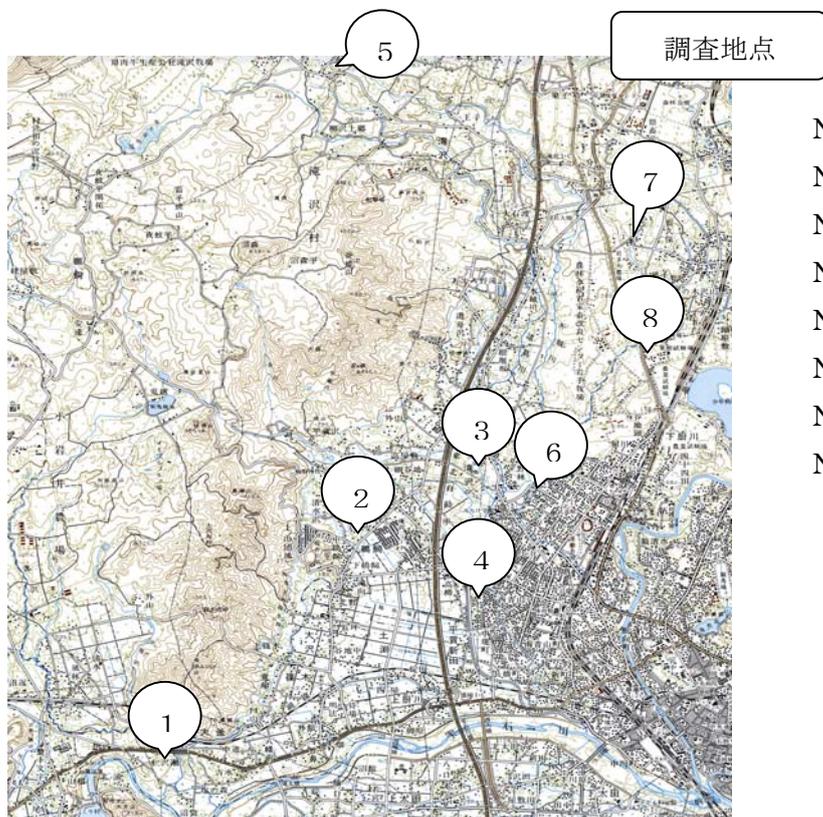
①滝沢村内の水環境の実態を把握するために、水質調査を行うものです。

水浴びのできるきれいな水の保全と水質汚濁の防止に努めるため、「河川的生活環境の保全に関する環境基準の水道 2 級、水産 1 級、水浴」が適用される A 類型（資料集 35 ページ）を目標とします。

②菓子川に流入する排水等が菓子川に与える影響を把握することを目的として、菓子川上流～菓子川下流 18 箇所調査・分析します。

#### 【実施状況①】

①生活環境の保全に関する項目（10 項目）については、6 河川 8 地点、年 2 回の調査を実施。人の健康の保護に関する項目（26 項目プラス自主項目 14）については、2 河川 1 湖沼 14 地点、年 1～2 回の水質調査を実施しました。



- No.1 越前堰下流
- No.2 金沢川下流
- No.3 市兵衛川下流
- No.4 諸葛川下流
- No.5 木賊川上流
- No.6 木賊川下流
- No.7 菓子川上流
- No.8 菓子川下流

#### 【評価と今後の取り組み①】

調査結果では、河川 A 類型の環境基準と比較すると、昨年同様、大腸菌群数が大部分の地点で基準を超過する結果となりました。これは、大腸菌群を含んだ生活雑排水や事業場系排水が混入してきていることや、土壌などに含まれる大腸菌群の影響が考えられます。

大腸菌群数は大腸菌及び大腸菌と極めてよく似た性質を持つ菌のことをいい、大腸菌それ自体が人の健康に有害なものではなく、公衆衛生上、O-157 等の一部の病原菌が存在する可能性を示す指標とされています。また、全国や岩手県内においても、河川の大腸菌群数の基準達成度は低いものとなっています。

河川の汚濁の指標となる、BOD（生物化学的酸素要求量）については、河川 A 類型の基

準である 2mg/l を超過する地点はみられませんでした。全体の傾向としては、例年通り冬期調査の方が、夏期調査よりも濃度が高い結果でありました。

また、上水道の水源に関連し、取水関連河川の 2 河川 1 溜池の水質検査（資料集 45 ページ）を実施していますが、いずれも基準値内になっています。

今後も、現地調査による水質調査を実施して参ります。

例：上段は平成 21 年 1 月 29 日（木）、中段は平成 20 年 1 月 28 日（月）、下段は平成 19 年 1 月 19 日（金）の採取分の水質調査結果

	年度	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8
pH	20	7.7	7.6	7.3	7.6	7.6	7.7	7.7	7.8
	19	8.0	7.8	7.5	7.8	7.7	7.7	7.7	7.6
	18	7.6	7.5	7.4	7.7	7.7	7.6	7.6	7.5
SS (mg/L)	20	1	1 未満	1	1	4	1 未満	1 未満	1 未満
	19	1 未満	1	1	1	1	1	1 未満	3
	18	3	1	1	1	4	1 未満	1	2
BOD (mg/L)	20	0.5 未満	0.8	0.7	0.5	0.6	0.5	0.5 未満	0.7
	19	0.5	0.5 未満	0.5	0.5	0.6	0.7	1.3	1.4
	18	1.2	1.2	1.5	1.4	0.9	1.5	0.9	1.5
COD (mg/L)	20	1.8	2.3	2.3	2.3	2.7	2.0	1.8	1.6
	19	2.5	2.4	2.4	2.0	1.8	2.4	2.6	3.6
	18	1.7	1.5	1.6	1.2	1.5	1.4	1.4	1.3
DO (mg/L)	20	15	14	12	14	12	13	11	11
	19	15	13	13	15	12	13	12	12
	18	14	15	13	13	13	13	9.7	8.6
大腸菌群数 (MPN/100mL)	20	1700	3300	14000	1100	24000	3300	33000	4900
	19	2400	1700	3300	4900	2700	7000	240	33000
	18	7000	3300	11000	7000	79	790	1700	2200

メモ～河川的生活環境の保全に関する環境基準（資料集 35 ページに詳しい基準を掲載しています）

※類型 A・・・水道 2 級（沈殿ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの）の基準値を掲載しました。

- ・ pH（水素イオン濃度）・・・6.5 以上 8.5 以下
- ・ BOD（生物化学的酸素要求量）・・・2mg/L 以下
- ・ SS（浮遊物質）・・・25mg/L 以下
- ・ DO（溶在酸素）・・・7.5mg/L 以上
- ・ 大腸菌群数・・・1000MPN/100mL 以下
- ・ COD（化学的酸素要求量）・・・河川での環境基準は示されておりません。

## 【実施状況②】

平成 18 年度、平成 19 年度の巢子川水質調査において巢子川支流（調査地点：巢子川⑨）の影響が大きいことが確認されました。よって、巢子川支流に流入する排水等を調査・分析し、それらが巢子川に与える影響を把握することを目的とし、巢子川上流～巢子川下流 14 箇所で pH、SS、BOD、流量の調査・分析を行いました。



## 【評価と今後の取り組み②】

巢子川本流の支流合流前である巢子川⑨A、巢子川本流の支流合流後にあたる巢子川⑨B、を比較しますと、BOD の濃度差（巢子川⑨A が低いが巢子川⑨B 高い）が見られることから、支流からの汚染が確認できます。

巢子川支流部について、調査地点の最下流部にあたる巢子川⑨の結果をみますと、BOD 濃度が全時間帯において河川A類型の環境基準（2mg/L）を超過していました。この地点に流入する箇所で特に注目すべきは支流⑦で、巢子川支流に対する流量割合が 40%前後を占め、BOD 負荷量割合が最大で 80%を示しました。その他、支流①、③、⑤、⑥、⑨、⑩は、BOD 濃度が高い流入が確認されました。これらの水路の上流部において、生活排水や事業排水等の流入があると考えられます。

本調査において、巢子川へ流入する排水等の基礎データが入手できました。日間における濃度変動が明確になり、負荷を与えている排水も確認しました。

既往調査の結果より巢子川の水質の悪化が指摘されていましたが、河川の水質は人間活動に依存することに留意し、巢子川の環境保全を進めていくことが重要であると考えます。

巢子川の環境保全を進めるにあたり、対策事項として以下の3つが挙げられます。

- 1) 継続的な監視・モニタリング

2) 行政及び周辺事業者・周辺住民が一体となった負荷削減のための啓蒙活動と実践活動（エコライフ、浄化槽の整備・維持管理）

3) 下水道普及の促進

これらを実施することで菓子川の水質改善が成されることが考えられます。

また、本調査地点：支流⑥、⑦の監視・モニタリング、夏季調査による季節変動の把握も必要と考えられます。

菓子川 平成 21 年 2 月 12 日（木）採取分の水質調査結果

(SS・BOD単位：mg/L 流量単位：L/min 負荷量単位：mg/min)

支流①	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.7	7.7	7.5	7.6
SS	<1	3	4	2
BOD	2.5	3.9	4.4	4.9
流量	12.1	16.0	12.0	13.7
SS負荷量	0.0	48.0	48.0	27.4
BOD負荷量	30.3	62.4	52.8	67.1

支流②	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.5	7.3	7.4	7.4
SS	<1	<1	<1	<1
BOD	<0.5	<0.5	<0.5	0.6
流量	6.2	6.9	10.3	6.1
SS負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0
BOD負荷量	0.0	0.0	0.0	3.7

支流③	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.2	7.1	6.8	6.8
SS	<1	<1	<1	<1
BOD	2.9	1.6	<0.5	<0.5
流量	47.3	47.6	73.3	57.1
SS負荷量	0.0	0.0	0.0	0.0
BOD負荷量	137.2	76.2	0.0	0.0

支流④	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.2	7.2	7.2	7.2
SS	3	2	1	2
BOD	<0.5	0.8	<0.5	0.5
流量	2.1	4.6	3.5	3.0
SS負荷量	6.3	9.2	3.5	6.0
BOD負荷量	0.0	3.7	0.0	1.5

支流⑤	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.4	7.4	7.5	7.4
SS	<1	2	16	2
BOD	<0.5	0.9	3.1	0.6
流量	108.7	107.1	113.2	110.5
SS負荷量	0.0	214.2	1811.2	221.0
BOD負荷量	0.0	96.4	350.9	66.3

支流⑥	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.3	7.4	7.4	7.4
SS	12	11	25	9
BOD	2.1	1.8	2.8	1.4
流量	978.6	1533.6	1537.5	1013.7
SS負荷量	11743.2	16869.6	38437.5	9123.3
BOD負荷量	2055.1	2760.5	4305.0	1419.2

支流⑦	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.4	7.5	7.5	7.4
SS	1	6	9	7
BOD	3.4	6.5	3.5	8.0
流量	801.0	1084.5	1287.6	1315.6
SS負荷量	801.0	6507.0	11588.4	9209.2
BOD負荷量	2723.4	7049.3	4506.6	10524.8

支流⑧	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.9	7.8	7.8	7.9
SS	<1	4	<1	<1
BOD	0.8	1.3	0.6	0.6
流量	1.6	4.6	2.0	1.5
SS負荷量	0.0	18.4	0.0	0.0
BOD負荷量	1.3	6.0	1.2	0.9

支流⑨	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.9	7.8	7.8	7.7
SS	<1	10	12	4
BOD	<0.5	1.4	2.1	2.5
流量	276.0	35.3	23.9	19.0
SS負荷量	0.0	353.0	286.8	76.0
BOD負荷量	0.0	49.4	50.2	47.5

支流⑩	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.5	7.5	7.3	7.6
SS	5	6	7	7
BOD	1.3	3.5	9.0	3.2
流量	174.4	273.8	321.0	349.8
SS負荷量	872.0	1642.8	2247.0	2448.6
BOD負荷量	226.7	958.3	2889.0	1119.4

支流⑪	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	流量なし	流量なし	流量なし	流量なし
SS				
BOD				
流量				
SS負荷量				
BOD負荷量				

菓子川⑨	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.5	7.5	7.8	7.6
SS	32	5	10	6
BOD	3.8	2.3	2.2	3.1
流量	3547.7	3513.2	3516.3	4226.3
SS負荷量	113526.4	17566.0	35163.0	25357.8
BOD負荷量	13481.3	8080.4	7735.9	13101.5

菓子川⑨A	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.6	7.6	7.6	7.5
SS	<1	1	2	3
BOD	1.0	1.6	1.8	1.7
流量	5256.8	5121.1	4834.4	5751.7
SS負荷量	0.0	5121.1	9668.8	17255.1
BOD負荷量	5256.8	8193.8	8701.9	9777.9

菓子川⑨B	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.5	7.4	7.4	7.4
SS	<1	9	4	6
BOD	1.2	2.3	3.3	3.1
流量	9461.2	7294.4	8647.6	8796.4
SS負荷量	0.0	65649.6	34590.4	52778.4
BOD負荷量	11353.4	16777.1	28537.1	27268.8

No.8	8:00	12:00	16:00	20:00
pH	7.6	7.3	7.5	7.3
SS	<1	3	3	3
BOD	1.1	3.0	4.2	3.9
流量	10889.5	12054.0	10887.2	12871.7
SS負荷量	0.0	36162.0	32661.6	38615.1
BOD負荷量	11978.5	36162.0	45726.2	50199.6

### 1-1-5 環境放射能調査（担当課：環境課）

#### 【事業内容及び指標等】

昭和 63 年に日本アイソトープ協会が滝沢村で操業を開始して以来、ラジオメディカルセンター放射線監視委員会を設置して検討評価を行っています。同委員会では、前年度に次年度の環境放射能測定基本計画を策定し、これに基づき平成 20 年度も測定を実施しています。

#### 【実施状況】

次の測定項目について測定を行いました。

- ア RMC から出される排気、排水に含まれる放射能濃度
- イ 大気中に含まれる環境放射能の測定（RMC 入り口付近の空間線量率と RMC 周辺 9 地点、鶴飼地区 1 地点の空間積算線量）
- ウ 環境試料別の測定（RMC 周辺と鶴飼地区から採取した土壌、河底土、牧草、玄米、河川水、水道水、牛乳の 8 種類、合計 50 検体についての放射能濃度）

#### 【評価と今後の取り組み】

これらの測定結果について、同委員会で検討評価を行ったところ、全て検出限界値未満でした。測定を開始した昭和 63 年度以降の結果と同様に、自然環境への影響はなかったとの結論に達しています。

同委員会において、前年度に次年度の環境放射能測定基本計画を策定することになっています。今後も、これに基づき測定を実施していきます。

社団法人日本アイソトープ協会、茅記念滝沢研究所、周辺環境の管理ホームページ（<http://www.jrias.or.jp/index.cfm/12.10861.82.167.html>）で、調査結果などを確認することができます。

### 1-1-6 大気汚染調査（担当課：環境課）

#### 【事業内容及び指標等】

健康に生き続け、清んだ空気を子孫に残す環境づくりを進めるために、大気汚染についての監視測定に努めます。

#### 【実施状況】

村独自の調査は行っていませんが、県が大気汚染防止法第 20 条及び第 22 条の規定により、県内 10 市 1 町 1 村で調査を実施しています。村内では、常時観測地が 1 ヶ所で菓子地内にあります。

平成 20 年度の測定結果は、二酸化窒素・浮遊粒子状物質とも昨年同様、国が定める環境基準値以下となっています。

#### 【評価と今後の取り組み】

岩手県の大気汚染物質濃度の年平均値は、過去 10 年間ほぼ横ばいで推移し、大気環境はおおむね良好に維持されています。

岩手県のホームページ

（<http://www.pref.iwate.jp/~hp031501/taiki/taiki.htm>）

で、調査結果などを確認することができます。

### 1-1-7 電磁波調査（担当課：環境課）

#### 【事業内容及び指標等】

予防原則に基づき、住民の命と健康を守るため、電磁波、低周波についての情報収集に努めます。

#### 【実施状況】

平成 20 年度は、既存の携帯電話アンテナ柱へのアンテナ増設設置が行われましたが、いずれの場合もその管轄自治会長への説明がなされ、ご理解のもと設置が行われました。

#### 【評価と今後の取り組み】

引き続き、電磁波、低周波についての情報収集に努めていきます。

また、村では、携帯電話用鉄塔の建設に伴う届け出や注意事項などについての相談があった際は、必ず周辺の住民の皆さんや自治会などへの説明を行なうよう指導してまいります。

### 1-1-8 酸性雨調査（担当課：環境課）

#### 【事業内容及び指標等】

酸性雨調査を行い、村の現状の把握に努めます。

#### 【実施状況】

村独自の調査は行っていませんが、県では県内 4 箇所の測定を昭和 59 年から継続的に行っております。平成 20 年度測定結果の pH の平均は、5.1（盛岡市 4.9、一関市 5.3、宮古市 5.4、二戸市 5.2）であり、過去 10 年間の変動範囲（4.8～5.2）内でした。

なお、気象庁では、岩手県大船渡市綾里において今も引き続き観測を行っています。

#### 【評価と今後の取り組み】

酸性雨については、基準等は定められてはいませんが、平成 10 年度～12 年度にかけて全国 48 地点で実施された第 4 次酸性雨対策調査の全国平均値 pH4.72～4.90 と比較すると、ほぼ同値かやや中性（pH5.6）側のレベルで推移しています。※数値が低い方が酸性度が強い。

下記の気象庁のホームページで、過去 30 年の酸性雨の観測データを確認できます。

[http://www.data.kishou.go.jp/obs-env/acidhp/acid\\_rain.htm](http://www.data.kishou.go.jp/obs-env/acidhp/acid_rain.htm)

### 1-1-9 清掃センター施設関連（担当課：環境課）

ごみ焼却施設等の運営にあたり、施設敷地内や周辺に対する公害など環境への影響を未然に防止するために、各種調査を行うものです。



#### ① 最終処分場水質調査

（詳細は、資料集の 88～94 ページに掲載しています）

#### 【事業内容及び指標等】

最終処分場関連の水質検査として、原水と放流水、放流先河川、地下水の水質検査を実施します。

**【実施状況】**

最終処分場内原水の水質調査を年1回(40項目)、最終処分場からの放流水の水質調査を毎月7項目と年1回36項目、放流先の上流・下流を年1回9項目、処分場の上流側、下流側の地下水調査を毎月2項目、年1回28項目と、それぞれ実施しました。

**【評価と今後の取り組み】**

調査の結果、周辺環境への影響が基準以下であることが確認されました。

今後も、環境への影響を未然に防止するために継続して調査を実施していきます。

例：清掃センター最終処分場の放流水調査結果

H2O	pH	SS (mg/L)	COD (mg/L)	BOD (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	窒素 (mg/L)	リン (mg/L)
排水基準	5.8~8.6	200	160	160	3000	120	16
4月	7.2	1	7.9	<0.5	<30	2.6	0.006
7月	7.1	<1	4.9	<0.5	<30	1.2	0.013
10月	7.4	7	3.9	3.7	<30	3.1	0.072
1月	7.5	<1	4.8	0.8	<30	1.8	0.400
3月	7.6	<1	4.1	<0.5	<30	2.0	0.016

※表の「<0.5」等は、0.5未満を示す。

※pH=水素イオン濃度、SS=浮遊物質量、COD=化学的酸素要求量、BOD=生物化学的酸素要求量

**② 旧処分場水質調査**

(詳細は、資料集の95~96ページに掲載しています)

**【事業内容及び指標等】**

旧処分場関連の水質検査として、地下水分析検査を実施します。

**【事業内容及び指標等】**

旧処分場の上流側、下流側の地下水調査を毎月2項目、年1回28項目実施しました。

**【評価と今後の取り組み】**

調査の結果、周辺環境への影響が基準以下であることが確認されました。

今後も、環境への影響を未然に防止するために継続して調査を実施していきます。

**③ 焼却施設大気調査**

(詳細は、資料集の97~98ページに掲載しています)

**【実施状況】**

焼却施設大気関係の検査として、1号炉、2号炉のばい煙測定とダイオキシン類測定を実施します。

**【事業内容及び指標等】**

1号炉、2号炉のばい煙測定を延べ年4回、ダイオキシン類の測定を年2回実施しました。

## 【評価と今後の取り組み】

調査結果は、いずれも公害防止協定値以下で、周辺環境への影響が基準値以下であることが確認されています。

今後も、環境への影響を未然に防止するために継続して調査を実施していきます。

## 例：廃棄物焼却排ガス測定

検査年月 検査項目	H20.5	H20.7	H20.11	H21.3
	(No.2)	(No.1)	(No.2)	(No.1)
ばいじん(ダスト濃度) (g/m <sup>3</sup> N)	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.05 未満
法基準値	0.08			
協定値	0.02			
硫黄酸化物量 (m <sup>3</sup> N/h)	0.49 未満	0.41 未満	0.29 未満	0.40 未満
法基準値	88	82	77	87
協定値	50			
窒素酸化物濃度 (volppm)	4.2	42	37	73
法基準値	250			
協定値	100			
塩化水素 (mg/m <sup>3</sup> N)	22 未満	23 未満	25	19 未満
法基準値	700			
協定値	50			

## 例：廃棄物焼却排ガス等ダイキシン類測定

検査年月 検査項目	H18.11	H19.6	H19.12	H20.7	H20.11
	排ガス (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	0.0045	0.0041	0.03	0.027
法基準値	1				
協定値	0.1				
飛灰 (ng-TEQ/g)	0.71	1.7	0.97	0.5	0.8
法基準値	3				
協定値	協定には含まれていません				

## 1-2 目標：有害化学物質に関する情報の収集に努め、公表します。

### 1-2-1 有害化学物質に関する情報収集（担当課：財務課、環境課）

#### 【事業内容及び指標等】

予防原則に基づき、有害化学物質の情報収集に努めます。

#### 【実施状況】

平成 20 年度は村独自のアスベスト使用調査は行っておりませんが、岩手県で行っています調査結果（下段リンク）を注視しています。

平成 17 年度に村内小中学校、体育館等の教育関係施設及び役場庁舎など 14 施設の調査を行った結果、アスベスト使用がないことを確認しております。

#### 【評価と今後の取り組み】

平成 17 年度にアスベスト使用が確認された 2 施設の浄水場は、予備施設で稼動していませんが、アスベストの飛散の可能性があることから、平成 18 年度に除去工事を行っております。

なお、岩手県のホームページ

([http://www.pref.iwate.jp/~hp031501/asbestos/asbestos\\_index.htm](http://www.pref.iwate.jp/~hp031501/asbestos/asbestos_index.htm)) で、アスベストに関する情報をご覧になることができます。

(<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=281&of=1&ik=3&pnp=17&pnp=59&pnp=261&pnp=281&cd=14450>) で、化学物質に関する情報をご覧になることができます。

※アスベスト…石綿（アスベスト）は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがあります。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、昭和 50 年に原則禁止されました。その後も、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られています。

※石綿が原因で発症する病気…石綿（アスベスト）の繊維は、肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることが知られています（WHO 報告）。石綿による健康被害は、石綿を扱ってから長い年月を経て出てきます。例えば、中皮腫は平均 35 年前後という長い潜伏期間の後発病することが多いとされています。

石綿を吸うことにより発生する疾病は、労働基準監督署の認定を受け、業務上疾病とされると、労災保険で治療できます。

## 1-2-2 P R T R法に基づく届出状況（担当課：環境課）

### 【事業内容及び指標等】

この届出制度は、事業者が有害性のある化学物質について大気、水、土壌への排出量及び廃棄物を、自ら把握し報告するシステムで、事業者に化学物質の自主的な管理を促し、環境の保全上の支障を未然に防止する有効な手段となっています。

### 【実施状況】

岩手県への届出は、現在滝沢村 24 事業所（前年比－2 事業所※燃料小売業で事業閉鎖による）で排出量が大气排出量 3,854 (kg/年、前年比－1,770) 水域 3 (kg/年、前年比－1) 計 3,857 (kg/年、前年比－1,771) 移動量 4,260 (kg/年、前年比－2,010)（平成 19 年度に事業者が把握した排出量・移動量について、平成 20 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの届け出数）でした。

### 【評価と今後の取り組み】

岩手県のホームページ

(<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=281&of=2&ik=3&pnp=17&pnp=59&pnp=261&pnp=281&cd=1442>) で、調査結果などを確認することができます。

※P R T R法・・・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（P R T R法）が、平成 11 年に制定されました。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

## 1-3 目標：開発行為における環境配慮指針の確立に努めます。

### 1-3-1 環境配慮指針の確立（担当課：都市計画課）

#### 【事業内容及び指標等】

開発行為に関して環境配慮指針に基づき指導していきます。

#### 【実施状況】

平成 18 年度に開発行為に関する環境配慮指針を作成しましたので、それに基づき指導しました。

#### 【評価と今後の取り組み】

平成 18 年度において開発行為における環境配慮指針を作成しましたので、今後はその周知をしながら、環境に配慮した適正な開発行為が行われるように指導していきます。

## 重点施策2 環境教育・ネットワーク

### 2-1 目標：環境教育、環境学習の充実を図ります。

#### 2-1-1 アイドリングストップなどの啓発（担当課：財務課、環境課）

##### 【事業内容及び指標等】

役場庁内の省エネ対策の一環で、財務課の公用車管理に伴う燃料消費削減に努めます。

##### 【実施状況】※財務課報告分のみの結果

ガソリンの平成 20 年削減率が目標値の 14.2%（年度途中で目標是正措置あり）、軽油が 14.1%となりました。ガソリンは、平成 19 年度よりも業務回数が若干増えたことと 1 回の走行距離が長くなったために給油量が増えましたが、軽油は、業務回数が減ったことにより給油量が減っております。

（単位：リットル）

項目	16年度実績	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	前年度との比較
ガソリン	5,109	5,036	4,936	4,450	5,246	796 増
軽油	7,824	7,122	6,625	8,036	7,119	917 減

##### 【評価と今後の取り組み】

これからもアイドリングストップの徹底、公用車管理における燃料消費削減を図るべく、啓発運動を定期的に呼びかけるなどしていきます。

#### 2-1-2 総合学習の活用（担当課：学校教育課）

##### 【事業内容及び指標等】

各学校では、理科、社会、家庭科、技術家庭科等、すべての教育活動を通じて環境教育に取り組んでいます。特に、小学校の「総合的な学習の時間」においては、環境教育に係る地域や各学校の特色を生かした体験的な学習を推進しているところです。

##### 【実施状況】

「総合的な学習の時間」を活用し、各学校で外部講師等を招き、環境教育・環境学習の取り組みを子供たちが自主的に行いました。

村が予算面で支援した主な活動は次のとおりです。

- ・篠木小学校（田植え、稲刈り、脱穀、学区探検 等 6 件）
- ・滝沢小学校（元村博士になろう、米々大作戦 等 10 件）
- ・滝沢第二小学校（郷土の宝発見、稲作体験 等 11 件）
- ・鶴飼小学校（米博士になろう、りんごはかせになろう 等 13 件）
- ・一本木小学校（そばの種まき、刈り取り、脱穀、そば打ち体験 等 5 件）
- ・姥屋敷小中学校（そば蒔き、そば刈り、そば脱穀、そば打ち体験 等 9 件）
- ・柳沢小中学校（農業体験学習 等 14 件）
- ・滝沢東小学校（森林をさぐる 等 1 件）
- ・一本木中学校（農園活動 等 2 件）

**【評価と今後の取り組み】**

「総合的な学習の時間」は、子供たちがさまざまな分野の中から課題を決めて学習することになりますが、各学校では環境教育に関わる内容も取り上げて授業をしています。

環境教育については、理科、社会、家庭科、技術家庭科等、すべての学校で教育課程に位置付けて取り組んでいますが、行政としては各学校の環境教育が一層充実するよう継続して支援に取り組んでいきます。

**2-1-3 出前講座（担当課：生涯学習課）****【事業内容及び指標等】**

出前講座は、職員の専門知識を地域活動へ役立てようという趣旨のものに行われていています。そのメニューの中に環境学習に関するものを用意し、環境教育の振興に役立てるものです。「環境学習のメニューを継続して用意すること」と「環境学習に関する出前講座メニューの利用を促進すること」が目標となっています。

**【実施状況】**

平成20年度における環境教育、環境学習に関する出前講座は4件で、受講者は110人であり、地域住民による環境学習が行われています。

月日	講座メニュー	団体名	受講者数
6月22日	地球にやさしい省エネライフ	元村南自治会	30人
7月11日	地球にやさしい省エネライフ	滝沢第二中学校	40人
9月4日	ごみの出し方・分け方について	みどり団地自治会	30人
12月16日	地球にやさしい省エネライフ	みたけの園	10人

なお、平成19年度における環境に関する出前講座は3件で受講者数は85人でした。

**【評価と今後の取り組み】**

環境に関する講座は、平成17年度は1件、平成18年度は2件、平成19年度は3件、平成20年度は4件と少ない受講数ながらも継続して利用されています。今後も、講座に関する相談・問合せがあった際等を利用し、環境関係講座をPRし、環境教育を推進していきたいと考えています。

**2-1-4 青空教室（担当課：環境課）****【事業内容及び指標等】**

村内の小学生（4年生）を対象に、ごみ処理施設、資源回収施設、最終処分場を見学していただき、「ごみの収集、処理、回収、処分」の一連の流れを視察体験することにより、ごみの適正な処理及びごみの減量化、リサイクルのあり方を学んでもらいます。

**【実施状況】**

村内小学4年生	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	前年比較
見学児童数 (人)	581	585	549	543	589	723	129

**【評価と今後の取り組み】**

各学校の児童数の減少等により、見学児童が減少した年度もありましたが、毎年500人以上の児童に施設見学という実体験を通して環境について学んでもらっています。

この取り組みは、環境教育・環境学習に関する理解を深める上で効果があると考えられるため、継続して取り組みたいと考えています。

**2-1-5 環境講座（担当課：生涯学習課、学習支援課）****① 環境講座「滝沢村の野生生物について」～「滝沢村野生生物分布調査報告書」より****【事業内容及び指標等】**

環境講座は、多彩な面をもつ「環境」に関して、色々な切り口から学ぶために行っています。そのため、年度ごとに内容の異なるメニューを用意するようにしています。

**【実施状況】**

村の文化事業において、「滝沢村野生生物分布調査報告書」がH18年3月に刊行されました。配布は関係者のみに行いましたが、その内容をより多くの方に知っていただくため、湖山図書館で閲覧できるほか、ダイジェスト版は村のHPでご覧いただけます。

**【評価と今後の取り組み】**

滝沢村野生生物分布調査報告書の内容を広く村民に知ってもらうことにより、自然保護に対する意識の高揚につながるものと考えます。

**② 少年少女自然教室「昆虫教室」****【事業内容及び指標等】**

昆虫教室は、小学校高学年を対象に身近な自然の中に生きている昆虫の生態について知り、その飼い方を学びながら自然の営みの不思議さと素晴らしさ、自然への理解を深めることを目的としています。

**【実施状況】**

- ・内容 1回目（7月26日） 遠野・虫のギャラリー館見学：講師採取の標本スライドによる生態と分布状況等の学習
- 2回目（7月29日） 盛岡市動物公園公社：技師による説明と実技  
カブトムシ・クワガタの飼い方、繁殖の仕方等

・参加人数 1人

**【評価と今後の取り組み】**

「虫のギャラリー館」では、講義と館内の見学を行いました。地球の温暖化と昆虫の分布状況の変化、体の各部の構造や動きなどをスライドを使って丁寧な説明を受けました。参加児童は、興味深く質問したり、何度も何度も往復しながら見学していました。

2日目の研修については、公民館に講師を招いて行う予定でしたが、参加者が1名ということで、講師のいる盛岡市動物公園内に出向いて園内の動物資料館で行いました。動物公園では繁殖を手がけており、実際飼育している幼虫をみせたり、経験に基づいた説明は、参加児童を満足させてくださいました。

## 2-1-6 環境学習「もったいない運動たきざわ」（担当課：環境課）

### 【事業内容及び指標等】

循環型社会の構築に向け、村のごみ処理の現状を住民へ情報提供するとともに、身近な環境問題に対する実践活動の情報共有を図り、環境保全活動の活性化を図ることを目的に、平成20年度環境フォーラム「たきざわ“もったいない”学習会」を平成21年3月1日に開催しました。



写真＝盛岡農業高等学校の林業研究班の発表

### 【実施状況】

基調講演「ガラスびんの3Rの現状と課題」や、環境美化絵画コンクールやモデルごみステーションの表彰、盛岡農業高等学校 林業研究班9名による「母なる大地に緑の衣を」～スーパー植物を活用した環境浄化に関する研究～と題した活動発表を行いました。

この内容は、旧松尾鉱山跡地を緑化し、自然の力を活用して北上川の清流化を目指す取り組みを行った研究であり、日本学校農業クラブ全国大会プロジェクト発表で最優秀賞並びに文部科学大臣奨励賞等を受賞しています。

### 【評価と今後の取り組み】

環境をテーマとしたこのようなイベントは4回目となります。

参加者が150人と、年々来場者が多くなってきていますが、さらに参加者を増やすように展示内容・展示品も含めて内容を検討する必要があると考えています。

## 2-2 目標：住民、住民団体、事業者、行政による 環境ネットワークの構築を図ります。

### 2-2-1 たきざわ環境パートナー会議（担当課：環境課）

#### 【事業内容及び指標等】

平成16年7月25日に、住民、住民団体、事業者、村が協働して環境の保全と創造について意見交換する場として「たきざわ環境パートナー会議」が設立され、様々な実践活動をしています。

#### 【実施状況】

平成20年度は、5月16日にパートナー会議総会が開催され、役員の変更、事業報告と計画などが審議・承認されました。進行管理委員会は3回開催され、滝沢村環境基本計画の進捗具合を検証し、年次報告書の案を作成いたしました。

平成20年度は初めてパートナー会議が主体となり開催した講演会や、冬至の日に実施した「キャンドルナイト in 滝沢」は、参加者からも好評をいただきました。

さらに村内の子ども会育成会で開催した「夢あかり」事業に参加し、環境保全について多くの方の賛同が得られました。

また、各部会から立ち上がりました2つのプロジェクト、リユース食器によるごみ減量大作戦、ホテル探検隊は、前年にもまして活動が活発化し、広報による呼びかけなどにより参加者が多くなってきています。

・講演会「地球環境スライドショー～エコロジストたちの詩」



地球温暖化防止に向けたCO2削減活動の一つとして開催され、エコロジストの松本英揮氏を講師に迎え、約100人の皆さんが参加。松本氏は、世界100カ国以上の国々の自然や環境に対する取り組みなどを、150枚以上のスライドと軽快な語り口で伝えてくれました。

(写真左=松本氏は自転車で移動しています)

(写真右=みたけの園の皆さんによる「夢あかり」)



・「キャンドルナイト in 滝沢」

キャンドルナイトは、村民全体で二酸化炭素の削減を行い、地球温暖化防止に取り組む事を目的に企画しました。具体的には、冬至の午後7時30分から8時30分までの間、各家庭で不要な電気類を消していただくよう呼びかけ、二酸化炭素の削減を図りました。

同時開催イベントの「星を眺める会」では、村役場の屋上から村民の皆さんのキャンドルナイト参加状況を目視しました。定時の時間で消える各家庭の電気を見た参加者からは歓声があがりました。

その他、パートナー会議会員による星の光から考える身近な環境についての講話「村の里、街の星、山の里」が行われ、自然の素晴らしさを実感しました。

また、障がい者支援施設「みたけの園」の皆さんが役場玄関前で「夢あかり」を用意し、キャンドルナイトを盛り上げてくれました。

・リユース食器によるごみ減量大作戦

平成20年度滝沢村産業まつりにおいても、プロジェクト自ら食器の貸出及び洗浄を行い、参加した企業への貸し出しによるPR、食器利用者にもゴミの減量に役立つことをアピールしました。またコーヒーの陶磁カップと紙カップとの飲み比べを行い、使い捨てでない物の良さを実感していただきました。

・ホテル探検隊

滝沢村の自然環境をホテルに焦点を当てて調査し、ホテルマップを作成。小岩井農場でホテルを観察し見分け方、生息環境を学習(学習)、柳沢地区でゲンジボタルを観察。大崎地区のホテル観察会では前年をはるかに上回る延べ約250人が参加。その他に、カワシンジュガイやサクラソウなどを含め河川調査も行いました。

【評価と今後の取り組み】

平成20年度は、滝沢村民全体で地球温暖化について認識を高め、村全体で取り組むことを計画し実践したことは、一步前進した活動だったと思います。

今後は、より村内に浸透するように活動を工夫し継続していきたいと思えます。  
なお、平成 21 年度はさらにプロジェクトが増え活動の輪が広がりつつあります。

・・・滝沢村環境基本条例より抜粋・・・

(環境パートナー会議)

**第 33 条** 滝沢村の良好な環境の保全と創造のために、住民等および村が協働して取り組む組織として、環境パートナー会議を設置する。

## 2-2-2 環境基本計画の推進 (担当課：環境課)

### 【事業内容及び指標等】

平成 16 年度の「たきざわ環境パートナー会議」の設立を受け、組織として環境基本計画の推進に取り組みます。

### 【実施状況】

パートナー会議進行管理委員会は 3 回開催され、滝沢村環境年次報告書の原案や作業スケジュールを協働で検討したり、進行管理委員会の役割などが話し合われました。

### 【評価と今後の取り組み】

住民との協働が現実のものとして育っています。

協働で行う環境年次報告書の原案づくりの仕組みが構築されましたので、今後も引き続き年次報告書及び基本計画の推進に取り組みます。

## 2-2-3 環境ボランティアの育成 (担当課：環境課)

### 【事業内容及び指標等】

環境ボランティアを育成し、環境保全活動への参加を支援します。

### 【実施状況】

平成 20 年度は環境パートナーの個々のプロジェクト活動に賛同し、ボランティアとして参加くださった方がおりましたが、継続した活動への支援までには至りませんでした。

### 【評価と今後の取り組み】

環境問題に対して、住民、事業者、村がそれぞれの役割を果たしつつ、お互いに補完・協力し合いながら取り組んでいく必要があることから、環境ボランティアの育成が大切だと考えております。

## 2-2-4 環境パートナーシップいわてとの連携 (担当課：環境課)

### 【事業内容及び指標等】

環境保全活動のネットワークづくりを進めるために、環境パートナーシップいわてとの連携を深めます。

### 【実施状況】

環境パートナーシップいわてには、設立 (平成 14 年度) 当初より団体加入し、県内各地の活動団体等の情報等が得られています。

### 【評価と今後の取り組み】

環境パートナーシップいわてのイベントやシンポジウムなどへの参加、環境トピックスな

どの情報提供などを受けながら、ネットワークづくりに努めていきたいと考えています。

なお、環境パートナーシップいわてについて詳しくはホームページをご覧ください。

(<http://eco.soc.or.jp/kanpai/kanpai.html>)、(<http://kan-pai.org/>)

## 2-2-5 活動団体の支援1（担当課：住民協働課）

### 【事業内容及び指標等】

地域発想による地域づくりの実現と、地域コミュニティの企画立案力及び事業実施力の養成を目的に、各地域まちづくり推進委員会が行う環境関連活動への支援（補助金交付、会議出席・助言、関係者仲介）を行います。

### 【実施状況】

【大釜】八幡館山歴史史跡環境整備事業（平成20～21年度の継続事業）

- ・中世の遺跡である八幡館山の草刈等の環境整備

【篠木】田村神社周辺の水路敷き環境整備（平成17年度からの継続事業）

- ・越前堰用水路法面のアヤメ等による緑化、草刈等の環境整備

【大沢】せせらぎ水路整備事業（平成18～21年度の継続事業）

- ・環境に関する講演会、視察研修
- ・生物繁殖スポット、親水スポット等水路整備工事（平成19年度実施）
- ・水草、水辺植物の植栽及び水棲生物の育成（平成20年度実施）
- ・親水スポットの環境整備工事（平成21年度計画）

【鶉飼】チャグチャグ馬コロードアヤメ植栽事業（平成18～21年度の継続事業）

- ・アヤメの植栽・株分けによる道路美化事業

【元村】元村地域河川清流化推進事業（EM）（平成18～21年度の継続事業）

- ・EM使用による河川清流化

【元村】平蔵沢堤環境整備事業（平成19～21年度の継続事業）

- ・江戸時代の灌漑施設である平蔵沢堤の整備と桜のテングス病の駆除

【東部】巢子川河川清流化事業（平成16年度からの継続事業）

- ・EM菌の培養、放流
- ・水棲生物調査
- ・水質検査

【東部】植物での安らぎ地域づくり推進事業（平成16年度からの継続事業）

- ・村の花であるヤマユリや菜の花の植栽、増殖

【柳沢】自然環境の創造事業（平成16年度からの継続事業）

- ・岩手山麓への広葉樹の植樹

【柳沢】景観形成住民協定づくり（平成16年度からの継続事業）

- ・柳村の景観を守るため住民、企業などに働きかけ景観形成住民協定の締結

【一本木】通学路環境整備事業（平成17年度からの継続事業）

- ・一本木地区の通学路の草刈等を行い環境美化と生徒の安全を確保

予定どおり11事業を実現させることができました。

**【評価と今後の取り組み】**

村としては、EMに取り組む地域間交流の仲介や講演、視察等の講師紹介など、各地域団体の活動を支援し、成功させることができました。地域においては、経験を重ねることによって、企画力・実践力をつけてきたと評価できます。

平成21年度は、地域と村事業担当課との協働が更に推進していくように、情報提供・支援をおこなっていきます。（『地域ビジョン』の推進）

※EM・・・Effective Microorganisms の略語で、有用な微生物群という意味。自然界から採取し、抽出、培養した微生物です。

**2-2-6 活動団体の支援2（担当課：経営企画課、環境課）****【事業内容及び指標等】**

北上川流域及び北上川支流における調査活動や清掃活動などを通じて、環境保護の大切さを学ぶことを目的としました。

- ・川健康診断（水生生物調査）
- ・水生生物調査（市兵衛川）

「川健康診断」と「水生生物調査」、それぞれに参加した児童全員の感想文提出を目標とします。

**【実施状況】**

- ・川健康診断（水生生物調査）・・・「川健康診断」の主催者である北上川流域市町村連携協議会を平成19年3月に脱会したため、経営企画課で現在取り組んでいる事業は無くなりました。
- ・水生生物調査（市兵衛川）・・・平成20年度におきましては、滝沢小学校と連携し実施する計画で進めましたが、天候に恵まれず、水位が高い状態が続いたため中止を余儀なくされ、実施できませんでした。

**【評価と今後の取り組み】**

例年、環境課で行う河川底生生物調査に日程を学校側で合わせていただき、実施してまいりました。この活動は各小学校を順に続けてきたもので、可能なかぎり実施していく方向で考えています。

## 重点施策3 まちづくり・産業

### 3-1 目標：環境に配慮した農業を目指します。

#### 3-1-1 グリーン・ツーリズムの推進（担当課：農林課）

##### 【事業内容及び指標等】

村では、岩手県グリーン・ツーリズム推進協議会に加入し、村内の農林漁業体験民宿、体験交流施設、グリーン・ツーリズム体験インストラクター等に対して、情報の提供を行います。

村のホームページにおいて、グリーン・ツーリズム体験施設のリスト、案内図を掲載し、村内外にPRを実施します。

地域資源を生かしたグリーン・ツーリズムを通して都市との交流を進めることが目標です。

※グリーン・ツーリズム…山林や農漁村の暮らしを体験したり、交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことで、ヨーロッパで生まれ広まりました。

##### 【実施状況】

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
グリーン・ツーリズム関連施設	農家 民宿	2 利用者 286 人	2 利用者 141 人	1 利用者 140 人	1 利用者 142 人	1 利用者 150 人	1 利用者 352 人
	観光 農園	2 利用者 2,565 人	2 利用者 3,042 人	2 利用者 3,010 人	2 利用者 3,046 人	3 利用者 1,345 人	2 利用者 2,200 人
	農家レ ストラ ン	0 利用者 0 人	1 利用者 1,200 人	1 利用者 1,180 人	1 利用者 1,150 人	1 利用者 816 人	1 利用者 1,120 人
HP 掲載件数		4	4	5	5	5	4
利用者数		2,851 人	4,383 人	4,330 人	4,338 人	4,456 人	3,672 人

##### 【評価と今後の取り組み】

これらの取り組みは、農家と都市との交流及び地域の活性を図る上で効果がありました。

HP 等をより積極的に活用し、地域からの発信を高め、グリーン・ツーリズムの推奨をより一層図ります。

#### 3-1-2 インストラクターの養成（担当課：農林課）

##### 【事業内容及び指標等】

地域の資源を有効に活かし、農林漁業体験等を通じて、都市の人との交流を推進する体験インストラクター育成のため、グリーン・ツーリズムに関心のある方に対して、インストラクター取得研修の受講について案内し、育成を図ります。

地域資源に関するサービスを提供する人材を育て、グリーン・ツーリズムを農山漁村に根付かせます。

## 【実施状況】

	15年度まで	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	累計	主宰
いわてG・Tインストラクター登録者	9	2	1	0	0	1	13	県
北東北G・Tアカデミー受講者	0	1	1	0	0	0	2	国

※表内の「G・T」はグリーン・ツーリズムの略です。

### 【評価と今後の取り組み】

平成14年度においてインストラクター登録者が7人でしたが、現在13人。グリーン・ツーリズムの中心的な担い手として活躍されることが期待されますので、今後も登録者の増加に努めます。

## 3-1-3 減農薬、有機栽培の推進（担当課：農林課）

### ① 減農薬、有機栽培の推進事業

#### 【事業内容及び指標等】

環境にやさしい減農薬栽培である限定栽培と通常の慣行栽培の生育調査圃を設置し、地域ごとの自然条件に適合する栽培体系の調査研究を行ってきました。生産者への技術指導等に活用しながら限定米栽培の向上と普及を目指すとともに、良質米の安定生産を図ることを目的としていましたが、事業完了に伴い、調査は平成18年度からしておりません。現在は、JA、生産者を中心に、自主的な取り組みが行われております。

#### 【実施状況】

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
生育調査設置数（か所）	8	8	8	8	なし	なし	なし
減農薬栽培米実施面積（ha）	0.5	0.5	0.5	22.4	22.4	21.8	27.5

### 【評価と今後の取り組み】

生育調査圃設置を行い適作地試験を続け、減農薬栽培米の普及拡大を目指しております。調査事業は完了し、平成18年度から生育調査はしておりませんが、今後もさらにJA、生産者を中心に調査研究、技術指導を行い、普及拡大を目指します。

※通常栽培時に使用される農薬の5割以下で栽培する方法を**減農薬栽培**、化学肥料を使用する場合もあるが、農薬は使用しない栽培方法を**無農薬栽培**、一定の場所で一定期間以上無農薬・無化学肥料で栽培する方法を**有機栽培**といいます。

### ② 新需要穀類栽培普及事業

#### 【事業内容及び指標等】

無農薬栽培で、健康食として注目されている「いなきび」「たかきび」「あわ」「ひえ」「アマランサス」等の新需要穀類は、学校給食等の食材として取り入れるところが多くなってきており、今後さらに需用の拡大が期待される作物のひとつです。そのため、JA新岩手で組織する雑穀部会が中心となり、新需要穀類を栽培している生産者個々の栽培技術の向上を図りながら、安定多収技術の確立を目指すとともに、村内外における消費者に広くPR・交流活動を行いながら普及・消費拡大を図ることを目的としています。

### 【実施状況】

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
a 栽培面積 (a)	147	155	162	218	179.5	104.5	※集計中
b 栽培農家戸数 (戸)	41	45	42	52	48	49	
c 収穫量 (kg)	2,624	2,331	2,451	2,685	2,979	1,987	
10 a 当たり収量=c/a×10	179	150	151	123	165	190	

### 【評価と今後の取り組み】

栽培面積は減少しましたが、収穫量は増えてきています。これは、過去の経験から収穫量の多いものの作付けに移行した結果と考えられます。無農薬栽培であるため人手がかかりますが、近年は学校給食に取り入れられたり、一般の購買層の関心が高まり、更に消費も着実に拡大しつつあるため、今後も取り組みを続けていく方向です。

## 3-1-4 環境保全型農業の推進 (担当課：農林課)

### ① 農業用廃プラスチック適正処理推進事業

#### 【事業内容及び指標等】

農業用廃プラスチックは、産業廃棄物として取り扱われ、農業者が自らの責任において適性に処理することが法律で義務付けられていますが、一般的に農業者は他産業と比較して零細であり、さらには個々の排出量が少ない上、その発生場所が広く分散していることから、農業者個々の努力のみでは適正処理が困難な状況にありました。そこで、平成11年度に関係機関で組織する「滝沢村農業用廃プラスチック適正処理推進協議会」を組織し、環境に配慮したリサイクル処理を原則とし、適正に回収処理を実施してきました。

平成17年10月からは、農家の利便性を考慮し滝沢村清掃センターでの受け入れを行っています。

村内農家から排出される農業用廃プラスチックの適正処理を図り、農村環境の保全と産業廃棄物の適正処理を図ることを目標にしています。

### 【実施状況】

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	摘要
塩化ビニール系 (kg)	3,191	4,635	4,050	18,690	8,420	7,590	17年度から清掃センター処理
ポリエチレン系 (kg)	33,818	42,851	29,460	50,240	60,840	57,160	〃
農薬ビン (kg)	28	7	—	—	—	—	
計	37,037	47,493	33,510	68,930	69,260	64,750	
回収割合 (%)	41.8	58.9	—	—	—	—	排出量に対する回収割合

### 【評価と今後の取り組み】

農業用廃プラスチックの適正処理が図られ、清掃センターでの処理は、農家にとって利便性が高まりました。

### ② 環境にやさしいりんごづくり推進事業

#### 【事業内容及び指標等】

りんごの害虫の発生状況を把握するフェロモントラップと害虫の発生を減らす交信攪乱剤を利

用したりんごの防除体制を組み立て、殺虫剤の散布回数を削減した環境にやさしいりんごづくりの推進と普及拡大を図ることを目的としています。

環境にやさしく消費者に受け入れやすいりんごづくりを目標にしています。

**【実施状況】**

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
a 設置面積 (ha)	40	42	42	42	42	43	35
b 村のりんご作付け全面積 (ha)	77	74	74	74	74	68	68
c 設置面積の割合 = a / b	52%	57%	57%	57%	57%	63%	51%

**【評価と今後の取り組み】**

農産物の安全性に対する消費者の関心は、近年急速に高まりつつあり、りんご購入の際の重要な判断基準となってきています。

環境保全型農業の推進は図られつつあります。

**3-2 目標：畜産廃棄物の適正な管理を目指します。**

**3-2-1 家畜排泄物の有効利用（担当課：農林課）**

**【事業内容及び指標等】**

堆肥利用の促進については、畜産・酪農家のほとんどが自己消費型ですが、それ以上の堆肥生産が見込まれる畜産・酪農家 12 戸は、既に巡回指導の結果、全戸とも堆肥販売をする上で必要になる「肥料取締法による特殊肥料の届出」を届け出済みとなっています。

**【実施状況】**

特殊肥料販売届出巡回指導農家目標 12 戸に対し、12 戸とも届け出済み。

特殊肥料販売届出農家目標 3 戸に対し、3 戸とも届け出済み。

**【評価と今後の取り組み】**

今後も特殊肥料販売届出農家を増やすべく、引き続き巡回指導を続けていきます。

**3-2-2 堆肥処理施設の整備促進（担当課：農林課）**

**【事業内容及び指標等】**

未整備農家はありませので、今後はその適正な維持管理に努めます。



整備された堆肥処理施設

**【実施状況】**

既に対象農家の整備が全て完了しています。

**【評価と今後の取り組み】**

堆肥処理施設の整備により、河川の汚濁防止や周囲への悪臭の軽減が図られましたので、今後は、その適正な維持管理に努めます。

### 3-3 目標：村内事業者に対し環境に配慮した事業活動を促します。

#### 3-3-1 ISO14001 の認証取得の推進（担当課：環境課、商工観光課）

平成 20 年度において、村に対する村内企業からの取得ノウハウ等の情報提供依頼等はありませんでした。

平成 20 年 3 月末現在の ISO14001 認証取得企業（団体）は県内 384 社（前年比+47 社）、このうち滝沢村本店の企業は 5 社でした。詳しくは、岩手県のホームページをご覧ください。

([http://www.pref.iwate.jp/~hp0208/06iso/iso/iso\\_list.pdf](http://www.pref.iwate.jp/~hp0208/06iso/iso/iso_list.pdf))

※ISO14001……国際的な共通の規格に基づいてシステムを構築し、環境への取り組みを客観的に評価・認証する環境マネジメントシステムに関する国際規格のことです。

※環境マネジメントシステム……事業活動が環境に与える影響を効果的に削減していくために、企業や自治体が事業活動を行う際、環境にどのような影響を与えているかを分析します。その中で、重大な事項に関して環境負荷を低減するために、目的・目標を定め、環境方針や計画（Plan）に基づき実施・運用（Do）し、点検（Check）を経て見直し（Action）、継続的に改善していくシステムのことを環境マネジメントシステムと言います。

#### 3-3-2 I E S の認証取得の推進（担当課：環境課、商工観光課）

平成 19 年 4 月現在の IES 認証取得事業所は 24 社（前年比-10 社）で、このうち滝沢村本店の事業所はありませんでした。

詳しくは、いわて環境マネジメント・フォーラムのホームページをご覧ください。

(<http://ies.soc.or.jp/>)

※IES……ISO14001 に準じた岩手版の「いわて環境マネジメントシステム・スタンダード」を「IES」と言います。ISO14001 に比べ知名度・認知度は低いですが、低コストで導入が可能である等のメリットがあります。このシステムは、第三者認証期間である「いわて環境マネジメント・フォーラム」において審査・認証されることにより IES 認証団体になります。

#### 3-3-3 エコオフィスづくりの推進（担当課：環境課）

##### 【事業内容及び指標等】

滝沢村環境基本条例第 4 条及び第 8 条の規定に基づき、地方公共団体が自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画として策定するものであり、滝沢村役場が行うすべての事務事業とし、本庁及び出先機関で取り組みます。

ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムの運用の中で、滝沢村環境方針を定め、滝沢村役場が行う事務事業について、毎年度、目的及び目標値を設定し、環境保全活動を実施しています。

## 【実施状況】

滝沢村役場が取り組んだ、省エネ・省資源の実績は次のとおりです。

### ▼実績の推移

### ▼温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量比較（kg）

項目	18年度実績	19年度実績	20年度実績	(参考) 20年度目標	20-19年度	排出係数	排出量増減
電気 (kWh)	6,316,481	5,993,745	6,649,227	7,400,717	655,482	0.39	255,639
灯油 (ℓ)	87,463	85,536	80,349	89,288	△ 5,187	2.5	△ 12,969
A重油 (ℓ)	300,217	307,928	294,849	358,524	△ 13,079	2.7	△ 35,314
ガソリン (ℓ)	36,379	37,597	36,833	46,800	△ 764	2.3	△ 1,757
軽油 (ℓ)	13,887	14,499	14,741	22,503	242	2.6	629
事務用紙 (kg)	14,854	16,482	18,819	23,547	2,338	—	—
廃棄物 (kg)	85,995	91,063	80,986	93,705	△ 10,077	0.34	△ 3,426
計							202,801

▼表2：CO<sub>2</sub>排出量（※排出係数の値が毎年異なります。比較するために全ての年度に最新の排出係数を当てはめて積算しています。）  
(単位：kg)

項目	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	前年度比較
温室効果ガス (CO <sub>2</sub> ) 排出量	4,192,642	3,841,742	3,699,848	3,537,939	3,740,740	202,801 増

## 【評価と今後の取り組み】

平成20年度の使用エネルギーと資源の実績は、7項目中3項目において前年度実績を上回る結果となってしまいました。

平成19年度と平成20年度の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量比較でも、全体として前年度より202,801 kg上昇する結果となります。

主な要因としては、清掃センター最終処分場の埋め立てゴミの掘り起こし作業によりゴミの処理量が増加し、2炉操業が必要だったことによる必然的な電気使用量の増加があげられます。

このように各施設での業務内容が前年と異なる場合がある為、単年度での単純な比較は難しいですが、今後も引き続き、省エネ・省資源の活動に取り組んでいきます。

### 3-3-4 事業系一般廃棄物および産業廃棄物の排出抑制（担当課：環境課）

#### 【事業内容及び指標等】

事業系一般廃棄物等の排出量を抑制することを目的に排出量の調査を行います。

#### 【実施状況】

清掃センターへの直接搬入量は次の表のとおりです。（一部一般系含む）

(単位：t)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	前年度との比較	
計	4,532	4,758	4,613	4,219	4,335	4,206	129 t 減	2.98%減

### 【評価と今後の取り組み】

平成 20 年度は搬入量は 2.98%減少し、過去 5 年間と比べても減少結果となりました。今後も引き続き、啓蒙活動、住民意識の向上を図り排出抑制に取り組むたいと思います。

平成 19 年度には廃棄物処理手数料の改定（事業系一般廃棄物に関しては増額）を行っております。これにより排出量の削減が図られた要因かもしれませんが、事業系一般廃棄物等の排出量を抑制するために、今後も排出量の調査を継続して行う必要があると思われまます。

## 3-4 目標：自然と調和した観光の振興を図ります。

### 3-4-1 キャンプ場の整備（担当課：商工観光課）

#### 【事業内容及び指標等】

自然と調和したキャンプ場を目標に、次の事業を行います。

- ・浄化槽付のトイレを設置し自然への負荷を軽減（浄化槽の設置・管理数 1 棟を目標）
- ・自然公園保護管理員によるパトロールを実施（パトロール実施回数 180 日(2 名)契約）
- ・地元協力団体と協働で管理清掃を実施（キャンプ場の清掃回数 151 回を目標）

#### 【実施状況】

- ・浄化槽の設置・管理数・・・1 棟
- ・自然公園保護管理員によるパトロール実施回数・・・212 人・日（前年比：-21 人）

#### 【自然公園保護管理員の活動】

- ・自然公園区域内における高山植物の採取等の違反行為に対する啓蒙及び動植物保護等の指導。
- ・利用者の各種事故を予防するための適切な指導。
- ・公園内の標識その他の施設を破損しないよう監視、指導。
- ・自然環境の維持、保全のための指導。
- ・火気使用など火災予防上適切な指導。
- ・利用者へ天気状況、適切な装備、登山コース等の指導。
- ・公園区域内の定点観測の実施。

- ・相の沢キャンプ場と馬返しキャンプ場の清掃回数・・・151 回（前年比：-4 人）

#### 【評価と今後の取り組み】

相の沢キャンプ場と馬返しキャンプ場は、良好な管理が図られました。

また、自然公園保護管理員による岩手山の自然保護が図られました。

なお、改善点として、キャンプ場について管理員による適正利用の指導があげられます。

キャンプ場の詳細・アクセスなどについては、村ホームページなどにも掲載しています。

(<http://www.vill.takizawa.iwate.jp/camp>)

### 3-4-2 ベニヤマザクラ並木などの支援事業（担当課：商工観光課）

#### 【事業内容及び指標等】

村の花であるベニヤマザクラの桜並木植栽管理への支援（管理費の一部補助を目標）を実施します。

#### 【実施状況】

- ・ベニヤマザクラ並木植栽管理への支援・・・管理費の一部補助

#### 【評価と今後の取り組み】



広葉樹等の植栽が行われました

ベニヤマザクラや広葉樹並木の手入りに支援することで、分れから馬返し登山口までの沿道のベニヤマザクラや広葉樹による植栽化が図られました。

また、工芸家の多い柳沢地区のイベント調査を実施しました。個々の工房の取り組みについて、ネットワーク化を図り、体験型観光の推進を検討します。

### 3-4-3 イワナなど自然の恵みを活用した特産品開発（担当課：商工観光課）

#### 【事業内容及び指標等】

自然の恵みを活用した特産品開発を目標に、イワナを観光パンフレットへ掲載し PR を行います。（観光パンフレットの発行 1 万部を目標）

#### 【実施状況】

- ・観光パンフレットの発行・・・1 万部

#### 【評価と今後の取り組み】

観光パンフレットへのイワナの特産品としての掲載により、イワナの養殖の振興と養殖地の保持が図られました。

今後は、加工品の開発への支援や旅行コースへの参入支援などでもイワナの PR と養殖地の拡大を図っていきます。



観光パンフレットに掲載された「いわな」

## 重点施策4 自然環境

### 4-1 目標：村の自然の状況を調査します。

#### 4-1-1 自然環境調査の実施（担当課：生涯学習課）

##### 【事業内容及び指標等】

村の自然環境を把握・分析し、今後の自然環境保全・保護対策に生かすために、自然環境の調査を数年毎に実施し、その結果を広くお知らせします。

##### 【実施状況】

「滝沢村野生生物分布調査報告書」を平成18年3月に刊行いたしました。報告書は滝沢村立湖山図書館で閲覧できます。

また、「滝沢村野生生物分布調査報告書」のダイジェスト（要約）は、村ホームページの「滝沢村環境マップ」でご覧いただけます。

([http://www.vill.takizawa.iwate.jp/kankyo\\_map](http://www.vill.takizawa.iwate.jp/kankyo_map))

##### 【評価と今後の取り組み】

今後、この報告書をベースに10年位を目途に調査を実施し、村の自然環境の変化を把握することが望まれます。また、この成果を広く住民に知らせ、還元するために執筆者を講師に講座を開催し、村の自然環境を理解してもらうことによって、自然保護に対する意識の醸成が図られると考えます。

#### 4-1-2 水源涵養保安林の保護（担当課：農林課）

平成20年度の具体的な取り組みはありませんでしたが、水源涵養保安林は、水源地域の森林を保護する目的で森林法によって指定されます。

機能としては、その流域に降った雨を蓄え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水を緩和する働きがあります。また、きれいで美味しい水を育む効果もあります。

滝沢村には、水源涵養保安林が618ha指定され、その機能を保護、維持されています。

#### 4-1-3 水生生物調査の実施～調査（担当課：環境課）

（詳細は、資料集66～87ページに掲載しています）

##### 【事業内容及び指標等】

村内の自然環境の実態を把握するために、村内の河川における底生生物の現況を2か所（今年度は越前堰と金沢川）で調査します。

##### 【実施状況】

今回の調査では、河川の汚濁階級指数と底生動物の出現多少度から水質を判定する、生物化学的水質判定法の一つ、「Pantle u. Buck法（パントル・バック法）」によって判定しました。

調査地点	季節	平成14年度(越前堰一下流) 平成17年度(金沢川一下流)		平成20年度	
		PI値	総合判定	PI値	総合判定
越前堰一下流	夏季	1.39	Ⅱ. 貧腐水性	1.44	Ⅱ. 貧腐水性
	冬季	1.14	Ⅱ. 貧腐水性	1.59	I. β-中腐水性
金沢川一下流	夏季	1.83	I. β-中腐水性	1.38	Ⅱ. 貧腐水性
	冬季	1.50	I. β-中腐水性	1.66	I. β-中腐水性

※ 同一地点で異なる結果となった場合は、水質階級の低いものを優先して判定する。

pollution index (PI)の水質階級表

pollution index (PI) の水質階級		
PI 値	水質階級	生息する魚類の例
1.0 以上 1.5 未満	I. 貧腐水性 (きれい)	ヤマメ、イワナ
1.5 以上 2.5 未満	Ⅱ. β-中腐水性 (ややきたない)	アユ、ウグイ
2.5 以上 3.5 未満	Ⅲ. α-中腐水性 (かなりきたない)	フナ、コイ
3.5 以上 4.0 以下	Ⅳ. 強腐水性 (極めてきたない)	ライギョ、ナマズ

#### 【評価と今後の取り組み】

Pantle u. Buck 法 (パントル・バック法) による水質判定においては、越前堰下流の冬季で水質階級が1段階悪化し、金沢川下流の夏季で水質階級が1段階好転する結果となりました。同時に行なわれた水質調査の結果では、両地点とも大腸菌群数を除き河川 AA 類型の環境基準を満足しており、水生生物に影響を与える水質の変化は検出されていません。

以上のことから、両調査地点で確認された出現状況の変動は、水質以外の変化が作用したものと推測されます。

※生物学的水質判定法・・・川の中に棲む底生動物の生息状況から水の汚れ具合を調べる方法です。水の中に棲む生物には、きれいな水域でなければ生息できないもの、汚濁した水域を好むものなどがありますが、底生動物を採取し、その種数や個体数を調査することにより水質を判定する方法です。

#### 4-1-4 農地、緑地の保全 (担当課：農林課)

##### 【事業内容及び指標等】

環境と調和するような農地、緑地の保全に努めるため、農振法、農地法ほか関連法律等により、乱開発の防止と優良農地の確保に努めます。

また、災害等で被害を受けた農地を耕作可能な状態に復旧するための支援を行っています。

##### 【実施状況】

平成20年度は農業施設災害がありませんでした。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
災害復旧箇所	2	2	0	0	11	0

**【評価と今後の取り組み】**

農振法、農地法ほか関連法律等により、乱開発の防止により優良農地保全に努めました。

**4-1-5 公共施設の緑化1（担当課：河川公園課）****【事業内容及び指標等】**

施設利用者に快適な環境を提供するため、滝沢総合公園及び盛岡西リサーチパーク公園、小諸葛川せせらぎ水路内の植栽物の管理及び植栽を行います。

- ・管理…公園内概ね全域の植栽物の剪定・施肥・除草等
- ・植栽…ハーブの植栽（総合公園ハーブ園内）



総合公園でのハーブの植栽作業

**【実施状況】**

管理については、業者に委託発注し、契約のとおり履行されているため、100%の達成度となります。

また、ハーブの植栽についても、当初の計画のとおり達成されました。

**【評価と今後の取り組み】**

村民をはじめとする多くの来園者に快適な環境を提供することができました。

現在は業者が主体となっている植栽管理についても、今後は、住民参加の手法を取り入れていく必要があると考えます。

また、街区公園についても、自治会等の地元の団体との管理協定の締結を推進することにより、住民参加による公園の緑化を進めています。

**4-1-6 公共施設の緑化2（担当課：道路課）****【事業内容及び指標等】**

公共施設の緑化（新設道路への植栽）を行います。

**【実施状況】**

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	計
植栽本数（本）	41	(30)	0	(200)	0	41 (271)
植栽樹木	ハナミズキ	ドウダンツツジ		ドウダンツツジ		

※17、19年度は工事により撤去した分を移植

**【評価と今後の取り組み】**

この取り組みは、環境緑化を推進する上で効果があり、新規事業があれば実施していくとともに、今後は維持保全に努めます。

## 4-1-7 森林の維持保全（担当課：農林課）

## 【事業内容及び指標等】

森林の基本的機能は、水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化、木材等生産の各機能であり、その機能を維持保全するために、造林、間伐、下刈、除伐等の施業を実施します。

森林の各機能を高度に発揮させるため、育成単層林における保育・間伐の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の的確な保全・管理等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備を図ることとします。

## 【実施状況】

民有林の施業状況

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
造林面積 (ha)	0	6.73	0.55	0.37	3.36	2.67	2.67
間伐面積 (ha)	6.75	65.44	62.76	31.64	3.24	23.61	33.40
下刈面積 (ha)	0	8.83	9.52	12.48	6.61	10.76	7.18
除伐面積 (ha)	0	5.62	1.96	0	33.43	0.39	0
施業面積計 (ha)	6.75	86.62	74.79	44.49	46.67	37.43	45.08

## 【評価と今後の取り組み】

平成14年度の施業面積は6.75haほどでしたが、平成15年度86.62ha、平成16年度74.79haと大きく施業面積が拡大しました。しかし平成17年度に引き続き平成18年度も面積が46.67haと半減しています。これは林業の抱えている構造的な要因（外来材による木材価格の低迷、森林所有者の高齢化に伴う施業減等）に起因していると考えられます。

林業不況の要因である木材等価格の低迷の一方、木材等林産物を再生可能資源としての重要性を見直す機運も高まりつつあります。再生可能な資源である重要性を広く一般に啓蒙し、あらゆる人の理解を得ていくことが重要であると考えます。

## 4-1-8 透水性舗装の敷設（担当課：道路課）

## 【事業内容及び指標等】

事業名 交通安全施設整備事業  
場 所 滝沢村滝沢字穴口地内外（村道大緩1号線外交通安全施設（歩道）設置工事）  
内 容 歩道 延長 L=85.61m（片側設置）

事業名 茨島土沢線道路改良舗装事業  
場 所 滝沢村滝沢字土沢地内（村道茨島土沢線道路改良舗装事業工事）  
内 容 歩道 延長 L=806.4m（両側設置）

## 【実施状況】

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	計
施工延長 (m)	1,068	550	620.7	262.0	892.0	3,392.7

**【評価と今後の取り組み】**

従来の構造では、降雨時に歩道舗装面の雨水が側溝を通り河川へ流出していましたが、透水性舗装としたことにより地下に浸透し、自然に近い状況となっています。

※透水性舗装・・・道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多い。

また、コンクリート舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制の効果もある。

**4-2 目標：自然保護の大切さについての学習を進めます。****4-2-1 環境教育、環境学習の推進（担当課：経営企画課）****【事業内容及び指標等】**

北上川流域及び北上川支流における調査活動や清掃活動などを通じて、環境保護の大切さを学ぶことを目的としました。

- ・川の健康診断（水生生物調査）
- ・海岸清援隊（北上川河口清掃活動）

「川の健康診断」と「海岸清援隊」、それぞれに参加した児童全員の感想文提出を目標とします。

**【実施状況】**

- ・川の健康診断（水生生物調査）・・・平成20年度の取り組みはありません。
- ・海岸清援隊（北上川河口清掃活動）・・・平成20年度の取り組みはありません。

**【評価と今後の取り組み】**

「川の健康診断」「海岸清援隊」の主催者である北上川流域市町村連携協議会を平成19年3月に脱会したため、現在取り組んでいる事業はありませんが、これらの事業に代わる環境教育、環境学習を推進する活動を、今後の指標に変更していくための検討が必要です。

**4-2-2 災害の防止（担当課：農林課）****【事業内容及び指標等】**

“安全な暮らしを考えた自然への活動”としての目標「防災の森」づくりとして「岩手山防災樹林帯」の整備（実施者 盛岡森林管理署）が進められてきました。平成20年度は滝沢村分の整備実績が無く、過去5年間の実績は、以下の通りです。

年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	計
整備面積 (ha)	21	18	0	13	10	0	74

「岩手山防災樹林帯」の岩手山周辺における全体整備計画は、250ha。（平成11年度からの10年計画）

**【実施状況】**

岩手山周辺の平成20年度末の整備面積 183ha 整備率 約73%（八幡平市、雫石町、滝沢村の岩手山周辺3市町村の整備率として捉えており、滝沢村のみの整備率は不明）

**【評価と今後の取り組み】**

防災樹林帯の整備は、土砂流出防止機能のみならず、水量調節機能、水質浄化機能などの水源涵養機能も兼ね備えるものであることから、有効な整備事業ではある。

平成17年度は予算的に厳しく整備できなかつたが、平成18年度は整備が再開され、広葉樹を優先的に実施していくとのこと。(村内 広葉樹少なく 隣接市町を予定)

環境基本計画作成と同時期に岩手山火山対策が注目されていたことにより、「災害の防止(担当課 防災防犯課)」が重点施策の項目として掲げられていますが、水源涵養保安林の保護や森林の維持保全と併せ、国有林を含めた森林保全整備等の報告を林業サイド(農林課)としております。

**4-2-3 水生生物調査の実施～調査を通じた学習(担当課:環境課)****【事業内容及び指標等】**

環境学習の取り組みとして、水生生物による水質調査を行います。

**【実施状況】**

水生生物採取による水質調査を、土沢地内の市兵衛川で、滝沢小学校児童に参加いただき実施する計画としました。

**【評価と今後の取り組み】**

滝沢小学校と連携し実施する計画で進めましたが、天候に恵まれず、水位が高い状態が続いたため中止を余儀なくされ、実施できませんでした。

環境学習の取り組みとして、今後も継続して実施していく予定です。

## 重点施策5 生活・地球環境

### 5-1 目標：ごみの減量化を図ります。

#### 5-1-1 ごみ減量の推進（担当課：環境課）

##### 【事業内容及び指標等】

家庭から排出される厨芥類（生ごみ）<sup>ちゅうかいりい</sup>の減量化及び資源化とその啓発を図ることを目的に、電動生ごみ処理機の購入に対し補助を実施していましたが、平成 17 年度で補助は完了いたしました。

##### 【実施状況】

これまでに各家庭に設置された生ごみ処理容器と電動生ごみ処理機は次のとおりです。

生ごみ処理容器……平成 3 年度開始 平成 15 年度終了 累計 1,494 台

電動生ごみ処理機……平成 14 年度開始 平成 17 年度終了 累計 281 台

##### 【評価と今後の取り組み】

生ごみ処理容器と電動生ごみ処理機の累計補助台数は 1,775 台になります。一般家庭一軒から年間に出される生ごみを約 86kg とすると、補助世帯件数全体では一年間で 152,650 kg の生ごみが処理されていることになります。

電動生ごみ処理機の補助事業実施期間が 6 年、生ごみ処理容器の補助台数と合わせると補助世帯が全世帯の約 1 割になり、事業開始当初の減量化・資源化の普及・啓発が図られました。今後は、家庭から排出される厨芥類（生ごみ）の減量化及び資源化の啓発に努めていきます。

#### 5-1-2 リサイクル率の向上（担当課：環境課）

##### 【事業内容及び指標等】

ごみからの資源の回収をすすめ、リサイクルの向上を図ることを目的に、ごみの減量と再利用、再資源化をすすめるために資源回収事業を行っています。また、平成 18 年度よりリサイクルを地域で取り組みやすくするため、ストックヤードの設置する自治会等に対して補助事業を開始しました。

##### 【実施状況】

新規のストックヤードの設置する自治会等に対して補助事業の平成 20 年度実績は次のとおりです。

平成 18 年度実績 3 自治体 3 施設、 平成 19 年度実績 5 自治体 5 施設、

平成 20 年度実績 2 自治体 2 施設

1. 直接資源化量							単位：t
品目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
鉄屑・鉄プレス	355	404	398	369	356	299	
アルミプレス	66	69	55	42	61	60	
古紙	403	826	829	851	976	941	
古繊維	3	14	35	33	25	31	
ビン	43	27	26	25	26	23	
カレット	505	536	526	514	513	451	
ペットボトル	98	154	200	143	119	130	
計 a	1,473	2,030	2,069	1,977	2,076	1,935	
※カレット…ガラス溶融時に原料に加えて使用するガラスくず全般のこと。							

2. 施設処理に伴う資源化量							単位：t
品目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
スラグ	448	1336	1,590	1,920	2,006	3,028	
メタル	1,653	333	385	327	363	476	
計 b	2,101	1,669	1,975	2,247	2,369	3,504	
※スラグ…ごみの溶融処理後に発生する砂状の固化物、メタル…ごみの溶融処理後に発生する金属							

3. ごみ総排出量							単位：t
品目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
ごみ排出量	16,941	17,242	17,293	17,290	17,161	16,783	
集団資源回収量 c	937	1,003	941	1,045	1,077	1,045	
計 d	17,878	18,245	18,234	18,335	18,238	17,828	
リサイクル率 (%)	25.2	25.8	27.3	28.7	30.2	36.3	
※リサイクル率=(直接資源化量 a+施設処理に伴う資源化量 b+集団資源回収量 c) / (ごみ総排出量計 d)							

### 【評価と今後の取り組み】

この取り組みで、前年度と比較してリサイクル率は6.1%上昇しました。

ごみの減量と再利用、再資源化をすすめるために、今後も継続して事業を展開していく必要があります。

※売払収入…平成20年度に直接資源化した鉄屑などの売払収入は39,029,733円(19年度は41,958,366円)でした。

また、ペットボトルは平成18年度まで売払収入金額は0円でしたが、平成20年度は売払収入が4,034,853円になりました。

### 5-1-3 集団資源回収活動の推進（担当課：環境課）

#### 【事業内容及び指標等】

資源の有効利用に対する意識の高揚並びにごみ減量を目的として実施しています。

#### 【実施状況】

この取り組みで、資源の再利用が図られました。

集団資源回収活動を促進するために、実施団体に奨励金を交付しました。

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
登録団体数		131	126	124	126	127	126
実施団体数		127	125	121	124	120	124
奨励金（円）		7,496,226	8,067,569	5,055,259	5,563,571	5,725,222	5,635,749
回収量	びん（本）	45,811	45,624	45,482	45,482	40,141	32,888
	古紙・金属等（kg）	958,504	905,077	999,255	999,255	1,037,410	1,018,217

#### 【評価と今後の取り組み】

平成17年度から奨励金が減少している主な原因は、古紙の奨励金額を8円/kgから5円/kgに改正したことによるものです。回収量は昨年度より若干減少となっていますが、実施団体数は、ほぼ横ばいを示していることから、住民に対しての事業の周知がなされ、住民の理解が得られていると思われれます。

### 5-1-4 地域清掃活動の推進（担当課：環境課）

#### 【事業内容及び指標等】

村の取り組み「クリーンたきざわ運動の推進」

- ・地域清掃回収物等収集の実施
- ・清掃月間（春：5/14～6/13）・清掃週間（秋：9/24～10/1）の実施（ごみ袋等の配布及び広報による周知等）

#### 【実施状況】

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
地域清掃参加人数	19,029	21,857	19,963	17,322	18,494	20,506
※（）内は実施回数	(193)	(240)	(154)	(128)	(154)	(158)

#### 【評価と今後の取り組み】

実施回数は昨年度なみではありましたが、参加人数が平成16年度以来の2万人を越えた状況となりました。

この取り組み「クリーンたきざわ運動の推進」は、住民に対しての事業の周知がなされ、住民の理解が得られていると考えられます。

## 5-2 目標：ごみの不適正処理を止めさせます。

### 5-2-1 環境巡視員の配置（担当課：清掃センター）

#### 【事業内容及び指標等】

環境美化に対する意識の高揚を図ることを目的に、平成16年10月から環境巡視員を2人配置し、平成20年6月からは2名増員の4名体制としました。引き続き不法投棄の監視、撤去、指導を実施して行きます。

#### 【実施状況】

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	累計
不法投棄発見	36件	159件	170件	108件	145件	473件
警察への通報	4件	3件	5件	8件	0件	20件

平成20年度に環境巡視員が回収内容は、タイヤ59本（平成19年度18本）、テレビなどの家電製品9台（平成19年度25台）など、合計145個（平成19年度108個）で重量8,160kg（平成19年度3,970kg）でした。

#### 【評価と今後の取り組み】

例年、悪質なものは警察に通報するなど不適正処理の防止に努めていますが、ごみの不適正処理を止めさせるために、今後も継続して事業を展開していく必要があります。  
※不法投棄した場合、5年以下の懲役または1,000万円（法人には1億円まで加重ができる）以下の罰金にするなど、厳しい罰則が設けられています。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条）

### 5-2-2 ポイ捨て防止の啓発（担当課：環境課）

#### 【事業内容及び指標等】

環境美化に対する意識の高揚を図るため、ごみのポイ捨て防止の啓発を実施します。

#### 【実施状況】

啓発看板を35枚作成し、自治会などの要望を受け配布・設置しました。

#### 【評価と今後の取り組み】

ごみのポイ捨てを止めさせるために、今後も継続して事業を展開していく必要があります。

### 5-2-3 ごみの野焼きの禁止啓発（担当課：環境課）

#### 【事業内容及び指標等】

野焼きや小型の焼却炉でのごみの焼却が、ダイオキシン発生の原因の大きな要因の一つとされています。このため、平成16年4月1日から家庭ごみの野外焼却が禁止されました。ごみの野焼きの禁止啓発と家庭用小型焼却炉の回収に努めます。

**【実施状況】**

- ・ 広報チラシの配布（公共機関窓口）
- ・ 広報ポスターの掲示（〃）
- ・ 指導件数 11 件（H19-15 件）
- ・ 「広報たきざわ」に野外焼却禁止の啓蒙と小型焼却炉の無料回収の掲載

**【評価と今後の取り組み】**

小型焼却炉の無料回収を実施しています。平成 20 年度は 1 件の申し込みがございました。（平成 16 年 11 月から累計で 234 個を回収）

ごみの野焼きの禁止の啓蒙のために、今後も継続して事業を展開していく必要があります。

※**ダイオキシン類**・・・ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼んでいます。呼吸や食物を通して人の体内に摂取されることにより、発ガンなど健康への影響が懸念される物質です。

※簡易な焼却炉や野外でのごみ焼却は、完全燃焼が難しいため、ダイオキシン類の発生を抑えることができません。このため、これらの焼却方法を禁止する「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」が平成 13 年に制定され、平成 16 年に規制が施行されました。

**5-2-4 ペットのフン害禁止の啓蒙（担当課：環境課）**

**【事業内容及び指標等】**

道路や公園などをペットのフン害から守るために、ペットのフン害禁止の啓蒙に努めます。

**【実施状況】**

- ・ 啓蒙用看板を各自治会へ配布（35 基）
- ・ 希望する自治会等へチラシの配布
- ・ 4 月 5 日号、4 月 15 日号計 2 回広報へ掲載
- ・ 平成 20 年 10 月 18 日（土）犬の飼い方教室を役場駐車場で開催
- ・ 飼い主宅への訪問指導



犬の飼い方教室実施

**【評価と今後の取り組み】**

これらの取り組みで、ペットのフン害禁止の啓蒙を図っていますが、飼い主の方のモラルの維持・向上のために、今後も啓蒙活動を継続して展開していきたいと考えています。

### 5-3 目標：地球環境問題についての学習を進めます。

#### 5-3-1 地球温暖化防止の啓発（担当課：環境課）

##### 【事業内容及び指標等】

地球環境の現状について情報提供を行い、環境への負荷を減らすために、地球温暖化防止の啓発活動を行います。

##### 【実施状況】

啓発活動として、岩手県が作製したパンフレットを役場の窓口などに備えて周知を図りました。

なお、岩手県の活動につきましては、岩手県のホームページでご覧いただけます。

(<http://www.pref.iwate.jp/info.rbz?nd=2651&ik=1&pnp=50&pnp=2651>)

##### 【評価と今後の取り組み】

今後は、広報へ啓発記事を掲載するなど、より積極的に啓発活動を展開していきたいと考えています。

また、たきざわ環境パートナー会議が、地球温暖化防止CO<sub>2</sub>削減をテーマに主催事業を実施しました（※詳しくは22ページに掲載しております）。

※地球温暖化問題・・・太陽から地球に降りそそぐ太陽光は、大気を通過して地表に到達し、地表面を温めます。一方、温められた地表面は、太陽光エネルギーを赤外線として宇宙空間へ向けて放射しますが、大気中には地表面から放射された赤外線を吸収する水蒸気や二酸化炭素、メタンなどの気体があるため、大気は赤外線を吸収して温まります。

このように大気中に赤外線を吸収する気体を「温室効果ガス」といい、このガスにより地表付近の大気が温められていることを「温室効果」といいます。

近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に排出され、温室効果ガスの大気中の濃度が高まり、宇宙空間への赤外線放射が妨げられると、地表付近の温度は上昇します。

この温度上昇が気候の変動を引き起こし、異常気象の多発など様々な影響を及ぼし始めています。

#### 5-3-2 エネルギー教育の実施（担当課：環境課）

##### 【事業内容及び指標等】

エネルギー消費によっておこる温室効果ガスの発生の問題や、原油などのエネルギーに利用される資源には限りがあることから、エネルギーの有効利用などについての教育に取り組みます。

##### 【実施状況】

出前講座で啓発活動に努めています（※詳しくは20ページに掲載しております）。

##### 【評価と今後の取り組み】

今後も、新エネルギーについての情報収集にも努め、広報へ関連記事を掲載するなど、教育的な活動に努めていきたいと考えています。

### 5-3-3 環境チェックリストの作成、配布（担当課：環境課）

#### 【事業内容及び指標等】

村民の皆さんに、身近なことから環境について考えていただくために、環境チェックリストを作成し配布します。

#### 【実施状況】

平成15年度に「家庭でできる温暖化対策 家族みんなでエコライフ」を20,000部（事業費504,000円）を作製し全世帯に配布しましたが、平成20年度の取り組みはありませんでした。出前講座で資料の一つとして紹介しています。

#### 【評価と今後の取り組み】

環境チェックリストの取り組みは、家庭での省エネ活動のきっかけになりますが、平成15年度の作製にかかった費用を考えると、広報やホームページなどの、予算をかけない方法での事業を展開したいと考えております。

-----

あとがきにかえて

滝沢村環境年次報告書を作成するにあたり、前年度同様に「分かりやすい、読みやすい」内容の報告書を目標に掲げました。そのために、たきざわ環境パートナー会議の皆さんと意見交換しながら作成するという、住民参加の手法で取り組んでおります。

最初に、滝沢村環境基本計画の第5章「重点施策」で掲げられている施策について、各事業担当課（滝沢村環境基本計画推進プロジェクトチーム推進職員）からの報告を取りまとめました。取りまとめた内容を、パートナー会議の皆さんとで協議・検討を行いました。

作成に関わった全ての皆さんに心からお礼を申し上げ、あとがきにかえさせていただきます。

### 平成20年度滝沢村環境年次報告書

平成21年（2009年） 月発行

発行 滝沢村

作成部署 滝沢村 生活環境部 環境課

〒020-0192 岩手県岩手郡滝沢村鶴飼字中鶴飼 55 番地

TEL : 019-684-2111 Fax : 019-684-1517

E-MALL : kankyous@vill.takizawa.iwate.jp

協力 たきざわ環境パートナー会議

滝沢村環境基本計画推進プロジェクトチーム推進職員